

令和5年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 6月5日（月曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 （午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	5
橋 本 和 之 君	6
森 雅 哉 君	15
金 子 浩 二 君	24
橋 本 博 之 君	32
○次会日程の報告	38
○散会の宣告	38
散 会 （午前 11時45分）	38

第2日 6月6日（火曜日）

○議事日程	39
○出席議員	40
○欠席議員	40
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
○職務のため出席した者の職氏名	41
開 議 （午前 9時00分）	42

○開議の宣告	4 2
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○承認第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○報告第 1 号の上程、説明、報告	5 5
○報告第 2 号の上程、説明、報告	5 5
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○同意第 5 号～同意第 1 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○次会日程の報告	7 5
○散会の宣告	7 5
散 会 （午前 1 1 時 3 0 分）	7 5

第 5 日 6 月 9 日（金曜日）

○議事日程	7 7
○出席議員	7 7
○欠席議員	7 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 7
○職務のため出席した者の職氏名	7 8
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	7 9
○開議の宣告	7 9
○閉会中の継続調査の申し出	7 9
○町長挨拶	7 9
○閉会の宣告	8 1

閉 会 (午前 9時10分)	81
----------------------	----

千代田町告示第84号

令和5年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月30日

千代田町長 高 橋 純 一

1. 期 日 令和5年6月5日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（12名）

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	10 番	高	橋	祐	二	君
11 番	柿	沼	英	己	君	12 番	小	林	正	明	君

○不応招議員（なし）

令和5年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月5日（月）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	巻	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	10 番	高	橋	祐	二	君
11 番	柿	沼	英	己	君	12 番	小	林	正	明	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	石 橋 俊 昭 君
教 育 長	田 島 育 子 君
総 務 課 長	宗 川 正 樹 君
企画財政課長	須 永 洋 子 君
会計管理者 兼税務会計課長	茂 木 久 史 君
住民福祉課長	高 田 充 之 君
健康子ども課長	久 保 田 新 一 君

産業観光課長兼
農業委員会長
事務局

下 山 智 徳 君

建設環境課長

坂 部 三 男 君

都市整備課長

荻 野 俊 行 君

教育委員会
事務局

森 田 晃 央 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

栗 原 弘 明

書 記

池 上 大 貴

書 記

大 川 智 之

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（小林正明君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（小林正明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項6件、報告2件、条例廃止及び改正2件、補正予算3件、人事案件12件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和5年1月分から3月分までが監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員につきましては、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

2番 橋 本 議員

3番 原 口 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（小林正明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9日までの5日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（小林正明君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、6番、橋本和之議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） おはようございます。議席番号6番、橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたが、議場でマスクを外すのが丸3年ぶりとなるため、素顔をお見せするのに少し恥ずかしい心持ちでおりますが、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思っております。

私の質問は、さきの統一地方選挙で県議選の投票率が初の3割台となり、1975年以降投票率の右肩下がりが続いていて、本町でも前回比マイナス6.14ポイントと大幅に投票率が下がったことを受けまして、昨今の政治への無関心、議員の成り手不足を鑑みますと、政治への関心と投票率をどのように向上させていったらよいのかという趣旨で、主に若者向けと高齢者向けに分けて質問をしていきたいと思っております。

市町村選挙にしろ、県政、国政選挙にしろ、どの選挙も10代、20代の投票率が低い傾向にあり、投票率を上げるためには、政治に関心を持ってもらう必要があります。町の対策の一つといたしまして、子ども議会が考えられます。議会では、2017年度から毎年子ども議会の開催を教育委員会に申し出て実施してきましたが、コロナ感染の影響でこの3年間は開催が見送られてきました。議会として今年の申出はまだこれからになりますが、教育委員会としては今年の子どもの議会の開催をどのように考えているかを教育長にお伺いしたいと思います。教育長、お願いします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） 皆様、おはようございます。橋本議員さんはマスクを外されたのですけれども、したままで大丈夫でしょうか。よろしくお願いいたします。

では、ご質問にお答えします。子ども議会なのですけれども、町と子供たちが意見を交換する貴重な機会だと思っております。残念ながら私自身は、その傍聴の経験がありません。それなので、投票率にどれくらい有効であるか、効果的であるかというのは、ちょっとここでは計り知れないものがあります。しかし、議場の雰囲気味わうだけでも、政治や町の事業に関心を持つきっかけになるのではないかと期待しております。

橋本議員のおっしゃるとおり、子ども議会はここ数年、コロナの影響で見送られてきました。コロナ以前の流れですと、議会からの開催の申入れを教育委員会がお受けし、中学校に議会の意向を伝え、開催の可否を議会にお答えするという方法を取っていたと聞いております。ということは、今年の開催については、議会の皆様がどのようにお考えになるかがスタートになるかと思われます。ただし、あくまでも私個人的な考えなのですけれども、あまり積極的な開催は考えておりません。なぜかとい

うと、議会という形式的な形を取らなくても、子供のグループに議員の皆様に入っていて、例えば何で議員さんになったのですかとか、町に大事なものは何ですかとか、僕は町にこういうものが欲しいのですとか、子供たちの素朴な意見や要望などを聞いていただくのも一つの方法ではないかと考えます。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。教育長とすれば、あまり積極的ではないようなご答弁だったかなと思うのですが、それを踏まえまして次の質問にちょっと行きたいと思うのですけれども、今までの子ども議会は中学3年生を対象に議場で開催をしてきました。個人的には対象者は小学校5、6年生や中学校1、2年生でもいいと思っていますし、場所も議場に限らずに、学校の教室でも体育館でも町民プラザでもいいと思っています。実施方法においても、意見交換や先ほど教育長もおっしゃっていましたが、グループ討議やグループワークなどでもいいかなと思っています。教育委員会としては、児童生徒に対して子ども議会も含めまして実施しないなら、今までの子ども議会に代わるものとして政治や行政に興味関心を持ってもらうには何が有効であるかと考えるか、教育長に聞きたいと思っています。お願いします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えします。

小中の学校教育の中で投票率アップにつながる直接的な有効手段としてこれですというふうにお伝えできればいいのですけれども、学習内容は今のところこれですというのをお伝えするのが少し難しいところがあります。しかし、政治や行政に関連した学習内容は、社会科を中心として小学校高学年、中学校の公民分野で学ぶことになります。例えば国民主権の意義を学習するときは、必ず国会は日本国民の代表機関であり、県議会や町議会は私たちの暮らしに密接な関係を持つ大事な機関であることを学びます。

また、政治は私たちの暮らしの方向を決定していくものであり、行政は様々な手続や課題への対応などを行うものであり、私たちの暮らしと切り離すことができない必要不可欠なものであることを学びます。同時に今の暮らしを維持していくことやよりよい社会にしていくこと、十数年後の未来を見据えて何をすべきかを考えることなど、様々な方向から子供たちは自分の暮らしと結びつけて、政治や行政について学んでいくように工夫されています。しかし、義務教育の教育課程の中で学ぶ内容は、政治の本来の魅力を十分に理解できるものではありません。政治って大事だねとか、私たちの暮らしをよりよくするために、私たちの代表である議員さんを選挙で選ばなければいけないよねとか、だから投票に行くことは政治に参加する大事な一歩だという基礎の基礎を学ぶものです。この分野は子供たちにとって文字や言葉だけでは理解することは難しいため、先生方は実情により近い形になる

ように、教科書にはない方法を模索し、工夫をしながら指導しています。

実を申し上げますと、今回政治のプロである橋本議員から、子供たちが政治や行政に関心を持つために何が有効かとの質問を受けて、少しどきどきしています。どのようにお答えしたらうまく伝わるのかを考えるのと同時に、政治のプロの皆さんはどのような意見をお持ちなのかなという、そこが知りたいなと思いました。そのような中、私なりに考えた結果、現在の学校教育の中で実施されている有効手段としては、国会議事堂見学、子ども議会への参加、授業中の模擬投票、ディベート、そして昨年度西小で行われた本物の投票箱を使用した児童会選挙などが挙げられます。

また、マイナンバーカードの申請やコロナワクチン接種、交通安全教室や防犯パトロール、防災教室や税の出前授業など、行政の仕事に触れる機会も数多くあり、これは行政を知るためのよい機会になっています。更に、今年度から小中3校で指定を受けたN I E、ニュースペーパーインエデュケーションなのですが、これも有効手段の一つになると思われます。N I Eの本来の目的なのですが、新聞を読むことを通して読解力や表現力を高めることにあります。しかし、新聞に触れることで、タイムリーな出来事を視覚的に捉え、それに対する自分の意見を述べることにより、政治や行政に関心を持つきっかけになるのではないかと期待しております。

そして、子供から新聞を読まない若い世代や大人へと新聞の情報が伝わり、親子で意見が交わせるようになることを理想としています。しかし、一番の有効手段は、政治の面白さや行政のサービスを大人が実際に見せて、聞かせて、説明していくのが一番だと思っています。現在の日本で、そして千代田町でどのような政治が行われているのか、議員の皆様が町民のためにどれだけ努力してくださっているのか、行政のサービスがどれだけ自分たちの生活に密着し、必要なものなのかなど、子供たちに分かりやすく視覚化して見せるのが一番ではないかと考えます。

ある報道記事を読みました。政治がどのように動いているのか、子供たちのために何が有益なのかを理解できず、政治に全く興味関心を持てなかったある女子高校生の話です。たまたま市議会の中継を目にしたとき、市長さんの「議会中に居眠りするな」とどなった一言で市長さんの前向きな姿勢を感じ取り、それ以来ファンになったそうです。その高校生はそこから政治サークルを立ち上げて、大人たちと意見を交わすようになり、政治や行政に興味を持ってまちづくりの提案もするようになったという内容でした。

きっかけはいずれにせよ、大人たちが何をしているのか分からないではなく、大人が真剣であれば子供には伝わりますし、大人が楽しそうであれば子供も楽しくなるはずです。大人がありがたいと思えば子供も同じように感じます。そんなまちづくりができれば最高だと思っています。このような点からアプローチすることが政治や行政に関心を持ってもらう近道になるかもしれません。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 教育長の政治や行政に興味関心を持ってもらうという対策についてお聞かせ

いただきました。その中に国会に行ったりとかという話もありまして、社会教育の一環といたしまして、私も学校の授業で議会の傍聴をしてもらうのがいいのではないかなとは思っているのですが、それについて教育長がどう考えるかをお聞かせいただければと思います。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

〔教育長（田島育子君）登壇〕

○教育長（田島育子君） ご質問にお答えします。

私が実際に社会科を教えていたとき、議会にお願いをして、子供たちと一緒に議会の傍聴させていただいたことがあります。その経験を振り返っての反省なのですが、事前に議員の皆様と打合せをしておけばよかったなというふうに思っています。そのときは、お一人の議員さんがずっとお話を続けて、その内容はちょっと忘れてしまったのですが、子供たちにとってとても難しかったことを覚えています。そのため余計に子供たちの頭を混乱させてしまうことになりました。

子供たちを傍聴に引率することは、教育的な効果が感じ取れば特に難しいことはありません。その上で心配なことをお話しいたします。議会の傍聴は、その場の張り詰めた雰囲気を感じ取れますが、子供たちにとって何を話し合っているのか分からない場になってしまうと、逆効果になるおそれがあります。子供たちの記憶に残る議会の傍聴にするためには、質問の内容を子供が分かるレベルまでかみ砕いていただく、子供たちが理解できる身近な問題を質疑していただく、子供たちが一番知りたいことを質疑していただくなど工夫が必要かと思われます。しかし、これは本来の議会ではなくなる可能性があるため、その調整は難しいなというふうに感じています。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 教育長、一回経験があるようなお話だったかなと思うのですが、私も場所の制約はあるのですが、まず予算委員会を児童生徒に傍聴してもらって、実際にそこで可決された事業が1年間を通して実施されている様子を見てから、例えば子ども議会なんかで質問すると、すごく効果が出てくるのではないかなとは思っております。

では、次の質問に行きたいと思います。本町の義務教育で政治や行政に興味関心を持ってもらうカリキュラムを施したとしても、生徒は年々成長していき、高校生、大学生へと活動ステージが移っていきます。そこで、千代田中学校を卒業しても切れ目なく政治や行政に関心を持ってもらう施策が必要だと思います。

参考の施策例となりますが、山形県遊佐町では12歳から18歳までの若者に若者による選挙で若者町長、若者議員を選出し、その若者議会で決まった政策を45万円まで実行できるように町で予算化もされているそうです。実際の政策例では、「米〜ちゃん」というゆるキャラをつくったり、JR東日本へ利用実態調査や署名活動を行って、ダイヤ改正の要望書を提出したりしているそうです。

これらの取組みでは、若者の政治や行政に参加する機会が確保されるだけでなく、若者による新し

い視点での政策も期待できると思います。もちろんこの事例の実施には多くの課題が考えられます。実際の運営では若者のみで行うことは難しく、教師や町職員、保護者など多くの大人の方の関与が欠かせません。そういった大人の方たちの時間の確保が一番の課題かもしれません。ただ、この遊佐町の事業をそのまま取り入れるのではなく、本町の組織としてできる範囲で、また本町に合った形で取り入れてみると、政治や行政に興味関心を持ってもらう一つの大きな施策になると思いますが、それについて町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。先ほど橋本議員のほうから、子ども議会のほうのご質問ありました。教育長に対してですけれども、ちょっとその件でお話ししておきます。

子ども議会のほうは、議会のほうがやるかどうかを決めて、それから執行部に申し込んでいただいて、それでよく精査をした中で決めていくと、こういうことですから、議会のほうがやる気があるかどうかということだと思います、そういうことですから。選挙のたびに話題になるのが若年時代の低い投票率です。選挙は国民が主権者として政治に参加する最も重要で基本的な機関であります。近年の投票率は低迷しております。特に20歳代を中心とした若年層の投票率は低い水準にあります。私はその要因の一つに、政治に携わる側の活動が有権者に見えていないことにあると思います。町民の代表として政治活動は適切な政策を行うことで、町民の生活によい影響を与え、地元に恩返しができる非常に魅力あるものだと考えております。

しかしながら、その日の活動が身近な住民、特に若者層に届いていないことが要因となり、政治への関心が薄れているように感じております。まずは本来のあるべき姿として、政治に関わる一人一人が町民に寄り添う活動を行い、その魅力や政治参加への重要性を積極的に訴えていくことが政治への関心を高め、投票率の向上に結びついていく第一歩ではないかと考えております。

皆さんもご存じのように、世界各国にはいろんな選挙方法があると思います。隣の大泉町、これブラジル大統領選が先般行われました。関東3県で大泉町だけなのですね、投票所が。その中で関東3県から、栃木、群馬、新潟ですか、3県で投票に来るわけです。パトカーも配置して、いろんなブラジル人が投票に来るわけです。投票率が非常に高いのです。なぜかといいますと、投票に行かないといろんな制度、国の制度とか、それがいただけないというか、そういう制度になっているのです。ご存じのように、世界各国でも罰則も与える国もあります。日本円でいうと約3,000から4,000円。投票に1回行かないと3,000円から4,000円、罰金制度を設けているところもあります。

しかしながら、日本ではそのような制度はありません。ないので、私の考えであります。今から40年前、30年前、昭和の時代の投票率とここの町会議員の選挙も、県会議員、国政選挙も含めて、知事選も含めて、投票率が低下しています。なぜでしょう。答えは一つです。私も含めて皆さんの政治

に携わっている方、この方たちの政治に対しての町民への訴え方が低下しているのです。

先般行われた県議選もそうでしょう。県議選でもそうですね。昔昭和の時代ならば、自分の支持者はじめ町民に、頼むよと、ぜひ頼むと、これを足を運んで皆さんが訴えたのでしょ、私を含めてです。行政の執行部というのは政治に関わることはできません。行政の執行部のほうも投票率アップに対して一生懸命やっているわけです。限界があります。投票率アップというのは政治に関わっている者がこれから現代、最近は特に思うのですけれども、いろんな国政選挙を含めて、自分の選挙のときは一生懸命やるのだと思うのですよね。しかし、人の選挙等、先般行われた県議選も含めて、足を運んで町民にこういう人がこういう政策を訴えているから頼むよと、こういうことができるかできないかです。その一言に私は尽きると思います。従いまして、ご質問のありました若者議会については、現時点では実施する考えはございません。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 町長、なかなか次の質問のところまである程度ご回答もいただいてしまったような感じがいたしますが、通告の次の質問に行きたいと思います。

先ほどの統一地方選挙でも触れましたが、年々投票率が過去最低を更新しているさなかでも、期日前投票の占める割合が増えていて、その中でも特に大型商業施設での投票が大幅に増えているそうでございます。近隣の例ですと、太田市のイオンモール太田店や館林市のアゼリアモールになります。本町にもジョイフル本田がありますので、そこを期日前投票場所として検討してみてもいいのではないのでしょうか。町の物産展などのイベントと同時開催をすれば、人件費も抑えられると思いますが、執行部はどのように考えますでしょうか。総務課長にお聞きいたします。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり期日前投票につきましては、平成15年の導入以降、制度の浸透により利用者数は増加傾向にあります。導入前の不在者投票に比べ、投票しやすくなっていることも増加理由の一つであると思いますが、残念ながら全体の投票率を押し上げるまでには至っていない状況でございます。

ご質問の大型商業施設への期日前投票所の設置については、投票者の利便性の向上を図るため、近隣の自治体でも導入事例がありますことから、実は昨年より検討を始めておりますが、多くの課題に直面しております。まず、期日前投票所を1か所増設するためには、公職選挙法に規定されている投票管理者1名、そして投票立会人2名のほか、投票事務従事者、選挙によって人数のほう変わってくるのですが、数名を配置しなければなりませんので、現状の2倍の人員が必要となります。特に投票事務従事者は重要な責任を負い、事務を誤りますと大きなニュースにもなりかねませんので、選挙管理委員会の職員1名を常駐させる必要があると思います。そのため物産展などを同時開催した場合にイベントに従事している職員が投票事務を兼務することは困難であると思います。

加えて、二重投票を防止する観点から投票システムネットワークを構築する必要もありますことから、個人情報適切に管理できるよう、これも検討が必要となります。

大型商業施設へ期日前投票所を設置する場合には、大がかりな設備と多くの人員が必要となりますことから、ミスが起こらない環境づくりを第一に考えながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。去年から検討しているということですので、引き続き検討いただければなと思います。単純に期日前投票場所が増えることはいいことだと思いますので、もちろん経費がかかりますけれども、ぜひお願いしたいなと思います。

次の質問から高齢者向けの投票率向上対策となります。投票率が比較的に高い団塊の世代が年々後期高齢者となってきています。このまま時が経過しますと、投票に行きたくとも行けない高齢者が増えてしまいます。そこで移動期日前投票を検討してみるのもいいかと思います。やり方は2つありまして、1つ目は本町のふれあい買い物ツアーのように、コミュニティバスなどを巡回させ、時間と地区などを決めて高齢者を投票所へ連れていくやり方になります。既に本町には買い物ツアーがあり、巡回ルートや停留場所も決まっていますので、取り組みやすいかと思われそうですが、執行部はどのように考えますでしょうか、総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

高齢化が急速に進む中、交通手段のない高齢者の投票率の低下が懸念をされております。人口減少の影響により投票所の統廃合を行った自治体では、その救済措置として移動式期日前投票所を設置するところが増えております。本町では投票所の再編は行っておりませんが、運転免許証の返納などをした高齢者を中心に投票所までの移動手段を確保することが必要であると考えております。

こうした中、新型コロナウイルスのワクチン接種では、社会福祉協議会との委託契約により自動車を運転できないひとり暮らしの高齢者などを対象に接種会場までの送迎を行っている経緯がございます。こうしたサービスを選挙の期日前投票においても実施できないかどうか、現在検討を進めているところでございます。より多くの方に大切な1票を投じていただけるよう投票機会の拡大に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 次に、期日前投票の2つ目のやり方の質問をしたいと思います。

本町で各スーパーと協定しているとくし丸のような形でワンボックスカーを投票所にして高齢者のところまで行き、投票してもらうというやり方が2つ目となります。先ほどの投票所に連れていくやり方とは反対で、投票所が出張してきますので、足の不自由な人など外出が困難な方の自宅まで来ら

れますし、時間と場所を決めれば公民館などに集ってもらい、投票してもらうこともできます。このような対策について執行部はどのように考えられますか、総務課長にお伺いします。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えします。

移動期日前投票所は、ワンボックスカーが町内集会施設等を巡回し、期日を限定して投票できるものでありますが、先ほど申し上げましたとおり、本町では投票所の再編は行っておらず、また移動式投票所の運営に係る人員確保も必要なため、ワンボックスカーの利用は現状では考えてございません。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 総務課長、ありがとうございました。2つの移動期日前投票のやり方を質問させてもらったのですけれども、回答にもありましたが、交通弱者対策の一部になるのかなと思っています。その対象のサービスが受けられる場所に連れていくのか、サービスが自宅で受けられるかという形の質問だったのですけれども、場所に連れていくというやり方はちょっと検討してくださるといようなことかなと思っております。

ご承知のように、既に高齢化社会に突入しているものですから、何かしらの対策は必要になると思いますので、国や県の対策を待たずに、町独自でサービスの提供を考えていただければなと思っております。

それでは、最後の質問に行きたいと思います。近年ではおもてなしマラソンをはじめ、官民連携や協働のまちづくりなど町民による行政への参加の機会は、昔と比べて増えていると思います。しかし、それと反比例するかのごとく、理由は分かりませんが、政治離れや政治への無関心が叫ばれ、選挙での低投票率の結果となっています。そのことを鑑みて、町としては政治、行政の関心と更なる参加の向上、投票率の向上への有効策をどのように考えるか、町長に聞きたいと思います。先ほど町長が少し答えている部分もあるかと思うのですが、またお答えをいただければと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほどの質問なのですけれども、行政側が交通対策として足の悪い方とか、その方のところへ行って投票を促すことはできないのですね。そこは勘違いしないでいただきたいと思うのです。ですから、誰がやるのかといったら、私を含めて皆さんの政治に携わっている方がやるのです。行政側はそれはできないのです。行政側がやりますと、大変なことになってしまうのです。ですので、そのところをご理解いただきたいと、こう考えております。

質問にお答えいたします。政治参加についてですが、選挙に立候補し政治家を志すには、周囲の協力や家族の理解はもちろんのこと、地盤、看板、かばんのない候補者でも挑戦しやすい環境が整備されていることが重要になります。町ではその取組みの一つとして、選挙費用の一部を公費負担する選

挙公営を行い、身近な町の選挙において立候補しやすい環境を整備いたしました。

政治参加への課題については、本町の選挙において過去に一度も女性候補者が立候補したことがないことが課題であると思います。近隣の市町では、長く女性議員が活躍されております。今後の町の発展を考えると、女性ならではの視点による生活に密着した地域課題の把握や、性別を問わず政治に参加しようという機運を高めていくことが重要であると考えております。政治への関心を高めるには、時間を要する場合がありますが、まちづくり町民集会や地区懇談会などで政治参加への必要性を町民に訴えていくとともに、やりがいや魅力発信など地道な活動にも取り組んでいく必要があると思います。

また、投票率向上では、政治に関心を持ってもらうことが基本となりますので、立候補される方々の選挙公約に有権者にとって魅力的な公約を盛り込んでいただくことも有効策の一つではないかと考えております。

そして、政治は誰がやっても同じではないことを政治家がもっと町民に示していく必要があると思います。更に、投票率の低下だけでなく、全国的に立候補者がいないことによる定員割れや無投票も大きな問題だと思います。先ほども述べたように、県議選や国政選挙、更には身近な町会議員、いろんな選挙が行われます、知事選も含めて。それには我々政治に携わる人間が30年、40年前と同じように、自分が支持していく政党や個人の候補者、この人たちに町民の皆様に訴えて、ぜひ投票へ行ってくれと、これが一番投票率アップにつながると私は思っております。更には政治に関心を持っていただく町民の発掘にもつながっていくのかなというふうに考えておりますので、私も含めてですけども、皆さんも千代田も来年選挙ありますので、ぜひ皆さんもそのようなネットワークを駆使しながら、自分のことを多くの人を立てることによって、自分の身が逆に縮まるということ、そういう発想でなくて、多くの人に声をかけていただいて、ぜひ立候補してくれよと、投票率アップにもつなげていくということを率先してやっていくようにしましょう。議員各位も町民の方に積極的に呼び掛けていただきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 町長、いろいろご提言ありがとうございました。今回の一般質問で私が一番伝えたかったことというのは、半分はこちらの話ではあるのですが、政治に対して無関心でいることはできたとしても、無関係でいることはできないということ、またそれに気づいてもらいたいということで、今回この質問をいたしました。そのためには、政治や行政に興味関心を持ってもらう施策や仕組み化が必要であり、それらの施策を実施することで町議会議員をはじめ、各地区役員の成り手不足の解消にも寄与するものと思います。

本町も来年選挙です。町長も今お話になりましたが、町長選、町議会選があります。少しでも町政への関心を深めてもらい、未来の町政の担い手を数多く育てることができたらいいのかなと思っても

おります。

それでは、以上で私、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

今回は、本町のマスコットキャラクターについて質問させていただきます。言うまでもありませんが、みどりちゃんと樹里ちゃんという町民から愛されているキャラクターです。近年ではゆるキャラと呼ばれるご当地キャラが至るところで活躍しています。正式名称はゆるいマスコットキャラクターで、企業、団体、国や地方公共団体等でたくさんのキャラクターがつくられていて、着ぐるみも多く製作されています。ゆるキャラグランプリも開催されていましたが、ブームの終えんということで、2020年に終了しています。ブームの終えんといっても、うちもつくろうという製作ブームが終わったという感じで、一通りの団体がつくり終わった現在は、暮らしに定着しているようになったと感じます。

ゆるキャラというのは企業や地域を代表するキャラクターですので、そのシンボルは団体の気持ちを結束させる効果もあると認識しております。そこで、本町のマスコットキャラクターについていくつか質問させていただこうと思います。

まずは、企画財政課長にお聞きいたします。本町のみどりちゃん、樹里ちゃんのキャラクターの使用についてです。樹里ちゃんに関しては、担当課が違いますが、企画財政課にまとめてお聞きしようと思います。

最初に、企業との連携についてお聞きいたします。本町として推奨されているかどうかを項目別にお聞きしようと思います。1番目は看板への使用についてです。埼玉県深谷市に行きますと、ふっかちゃんという深谷市のキャラクターが企業の看板に使用されているのを見かけます。基本的に特定の企業、団体を連想させるような表現はできないというのが使用条件になっているそうなのですが、看板への使用が許可されている案件はいくつかあるそうです。深谷市を車で通過するとき、自然にふっかちゃんが目に入ることによって記憶に残ります。また、地元から離れた人々が帰省したときに、ああ、地元に戻ってきたなと思うようなこともあると思います。

そこで千代田町でも町内にみどりちゃん、樹里ちゃんがいろいろな場所にあるのもよいのではないかと思います。深谷市のふっかちゃんの場合、市の担当者に問合せをして聞いてみたところ、基本的には特定の企業や団体を連想させるようなことはないようにしたいということなのですが、企業の看

板のワンポイントとしての使用は行われているようです。車の後部ガラスにステッカーを貼っている光景もよく見かけますので、ああ、深谷市に来たなというような状況になっています。

千代田町についても、今後は新橋ができますので、町内を通過する車も多くなると予想されます。それを見越して千代田町をPRしたり、記憶に残るようにするという意味で看板への使用を認めるのもよいのではないかと思いますのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

森議員のおっしゃられるとおり、深谷市に行きますと市内各所にふっかちゃんの看板を見ることができます。看板に使用する場合には、使用取扱規程により使用申請が必要となるようです。ただし、1、深谷市の品位を傷つけまたは傷つけるおそれのあるとき、2、自己の商標、意匠等として独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき、3、法令及び公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき、4、特定の政治、思想もしくは宗教の活動を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき、5、キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき、6、その他その使用が著しく不適當であるときについては、使用が許可されないこともあるようです。

本町のマスコットキャラクターみどりちゃんの使用についても、取扱要領が定められており、ほぼ同様の取扱いとなっております。企業から看板作成について相談申請があった場合には、取扱要領に基づいた判断となりますが、多くの人の目に触れることでみどりちゃんのPR、ひいては千代田町のイメージアップにもつながる有効的な取組みだと思っておりますので、多くの企業に活用の検討をしていただければうれしく思います。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。企業のほうでも看板できるといいなと私も思っております。

引き続き企業の、次はカタログなどについて。企業ではチラシやカタログなどを作っていると思うのですが、その中にワンポイントとしてみどりちゃんを使うことについては、推進していくという感じかあるいは申請があったときに検討するという感じか、それについてはどちらになるでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

これまで企業に町のマスコットキャラクターの使用について推奨していくという視点はなかったように思います。使用許可条件のうち自己の商標、意匠等として独占的に使用し、または使用するおそれのあるときや不当な利益を得るために使用し、または使用するおそれのあるときについては、慎重に判断する必要がありますが、条件をクリアする案件についてはどんどん利用を推進していきたいと思っております。

なお、これまでの実績としてみどりちゃんが出演する民間イベントのチラシ等への掲載がございます。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。次の質問は、ノベルティーグッズを聞こうと思ったのですが、今の質問で分かりましたので、それはちょっと省略させていただきます。

次、今の中で積極的に今まで企業へ使用の許可とかそういうのを考えていなかったということなのですが、千代田町のほうから積極的に企業へキャラクター使用を依頼していくという可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

これまで積極的にPRをしてきませんでしたので、マスコットキャラクターが利用できることを知らない企業も多いと思います。今後はホームページ等で周知を図っていきたいと思います。そして、企業にみどりちゃんや樹里ちゃんを使いたい、使ってもよいと思っていただくことが重要であると考えます。町が製作する封筒や広報紙などを通じてより町民の方に認知していただけるよう、そしてより多くの皆様にかわいがってもらえるよう、今後も努力していききたいと思います。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。次の質問なのですが、みどりちゃん、樹里ちゃんの利用の拡大についてお聞きします。

ラインのスタンプが発売されていて、私も使っています。これについてこういうデザインもあるといいなというアイデアもあるのですが、そういうものを受け付ける予定というのはございますでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

みどりちゃんラインスタンプについては、平成28年2月から第1弾を、昨年3月から第2弾を、各40種類のスタンプを120円で販売しております。40種類でワンセットの販売となることから、アイデアをいただいてもすぐにスタンプにすることができませんので、第3弾を実施するとなればそのときに検討することになると思います。しかしながら、ラインスタンプについては、これまでの売上げが約1万1,000円となっており、今後の作成については検討する必要があるのかなと感じております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。意外に売上げが少なかったようなので、またぜひ売れるようなスタンプを検討というのも含めて考えていただければと思います。

次、今はラインスタンプについて質問だったのですが、それ以外にみどりちゃん、樹里ちゃんの一般的なイラストについて、こういうイラストを作ってほしいと依頼をした場合に、作成してい

ただくことは可能でしょうか。ちなみに先ほどお話をした深谷市のふっかちゃんの場合には、民間の方がイラストを作成して許可を得ることができます。新しいデザインができると、使用範囲が広がりますので、多くの方が使いやすくなると思います。

熊谷市のニャオざねというキャラクターは、デザインの画像がネットでダウンロードできるようになっていて、気軽に使うことができます。みどりちゃんについても新しいイラストを増やして町のウェブサイトからダウンロードできるとよさそうに思います。それなので、イラストのアイデアを申し出ることで新しく作成していただければと思うのですが、いかがでしょうか。ちなみにそれは有料でもいいと思います。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

イラストの新たなポーズについての作成依頼ですが、現在のところ対応できていない状況にあります。みどりちゃん、樹里ちゃんのイラストを使用したい場合には、町ホームページでダウンロードできるものかあるいは広報紙に掲載されているものから選んでいただいております。細かい変更であれば職員での対応も可能ではありますが、新たなポーズとなりますと、広報紙の製作会社に依頼して作成していただくことになります。深谷市のふっかちゃんの場合、オリジナルデザインをイラストレーターデータにて作成して提出するというような形となっております。その作成されたデータについても、市役所にて審査が行われ、著作権は市に帰属するなどの細かい条件が指定されております。深谷市のような対応はなかなか難しいと思いますが、イラストのアイデアについては企画財政課にご要望いただければ、可能な範囲で対応していきたいと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。柔軟に対応していただけるということで感謝しております。

次に、樹里ちゃんについてお聞きいたします。現在みどりちゃんについてのスタンプはありますが、樹里ちゃんについてはちょっとお聞きしようと思ったのですけれども、今の回答の中でまた検討されるようになると思いますので、ここはちょっと質問は飛ばさせていただきます。

現在許可申請の窓口について、みどりちゃんの担当は企画財政課企画調整係、樹里ちゃんの担当は産業観光課農政係となっています。理由があって分かれているのだと思いますが、1つにすることについてお聞きいたします。もし両方のキャラクターを同時に使用したいというときには、申請が1か所で済みます。また、採用、不採用の判断も統一できます。現状ですと、別々に申請された場合に、もしかすると許可を出すかどうかで2つの課で相談することになるかもしれません。また、キャラクターの着ぐるみの貸出し実績や申請件数なども一つの課でまとめたほうが効率的ではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

現在みどりちゃんは企画財政課、樹里ちゃんは産業観光課と許可申請の窓口は別々となっております。これについては、それぞれのマスコットキャラクターの目的が異なり、それぞれの取扱要領と着ぐるみ貸出要綱が規定されているため、許可の判断についても課によって異なってくることが考えられることから、これまでどおり対応していきたいと思いますが、議員の質問にありますように、判断の統一化や申請者の利便性を図るという意味では、窓口を一本化することも必要であると思いますので、相談していきたいと思います。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。恐らく今そんなに申請件数もないとは思いますが、増えてきた場合にはまた検討していただければと思います。

次に、本町の関係者について、キャラクター使用状況をお尋ねしたいと思います。町の職員の方々の名刺にキャラクターのデザインを入れることについては、通常入れているのかあるいは任意なのか、そしてその使用状況はどの程度なのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

町職員の名刺については、職員が自費で作成するものとなっております。取扱要領において、町及び町職員が業務に関し使用するときは、申請不要となっていることから、使用状況については把握しておりませんが、多くの職員が名刺にマスコットキャラクターのイラストを入れており、町のPRに貢献しているものと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。状況がよく分かりました。本町の議員の話をしたいと思います。

本町議員でも名刺に印刷したものを使っております。基本的には政治的な信条があつたりしますので、町のキャラクターと結びつくのは推奨されていないと思うのですが、本町をPRするという目的では使用しても大丈夫なのだろうと理解しております。来年は千代田町でも選挙があります。そのときにチラシや看板などに町のキャラクターを入れることについてはどのようにお考えでしょうか。申請されたら考えるのかあるいは特に許可なく使えるのか、あるいは政治的な関わりは控えたほうがいいのか、現時点でのお考えを参考としてお聞かせいただければと思います。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

まず、議員の名刺についてですが、こちらのマスコットキャラクターの使用については、申請なく使用していただいております。先ほどの職員の名刺と同様に、取扱要領の町及び町職員が業務に関し使用するときに準用して、町のPRを行っていただいているものと考えております。

次に、選挙用のチラシ及び看板についてですが、取扱要領において特定の政治、思想もしくは宗教の活動を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるときは、使用の許可をしないとあります。以前同様の相談が寄せられたときに、使用はできない旨を回答させていただいております。

以上のことからチラシ及び看板については、申請をいただいても不許可となりますので、申請をご遠慮いただければと思います。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。先ほどの橋本議員の質問にもありましたが、投票率の低下というのを何とかするために、少しキャラクターのデザインなんかがあると、町民にもなじみやすいというか、親しみやすい選挙になるかもしれないと思いますので、将来的にはちょっと検討していただければと思います。

次に、本町のキャラクターの今後の展開についてお聞きいたします。ちよガチャが始まりましたが、評判についてはいかがでしょうか。また、主にキャラクターに関しての今後の展開についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えいたします。

町ではカプセルトイを通じて町の魅力を発信するため、今年1月のちよだ利根川おもてなしマラソンの開催に合わせまして、町のご当地ガチャでありますちよガチャの販売を開始いたしました。みどりちゃんの亚克力キーホルダーや陶器製の箸置きなど、これまで第3弾まで販売いたしまして、5月末時点の販売数は合計で441個、売上額は合計で12万5,600円となっております。

ちよガチャでございますが、役場庁舎1階で常設販売しておりますほか、ジョイフル本田千代田店様での試験販売や各種イベント等での出張販売も実施しておりまして、町内外からご好評をいただいているところでございます。

今後の展開でございますが、みどりちゃんと樹里ちゃんの亚克力キーホルダーのバリエーションを更に拡充するほか、町内企業とのコラボレーションによる本町ならではの商品展開も検討しておりますので、本町の更なるPRに向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。議員の中でも結構ちよガチャをやったり、町民の方もやっていると聞きますので、今後いろいろ企画されているということで楽しみにしております。

次に、今少しコラボの話があったのですが、コラボについてちょっとお聞きしようと思います。千代田町にはサントリー様の工場があります。ふるさと納税でも非常にお世話になっていて、感謝しております。そこで、サントリー様とみどりちゃんが何かコラボをすとか、あるいは群馬県のぐんまちゃんとのコラボとか、そのような町とか県とか、ほかの会社とコラボレーションを行うよう

な可能性についての見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

まず、ご提案いただいたサントリー様とのコラボですが、現実的には非常に難しいと考えております。以前千代田町専用のビール缶のパッケージを作成していただき、ふるさと納税の返礼品として出すことができないかとの相談をしたことがあります。ロット数の関係やサントリーのイメージとの親和性などの課題から難しいとお話をいただいたところです。

次に、ぐんまちゃんとのコラボについてですが、ぐんまちゃんの利用については無料となっており、利用申請を行うことでコラボが可能となると思われます。ただし、利用できるぐんまちゃんは指定されており、ポーズの変更が制限されるなどの制約があります。今後コラボする機会があり、かつ目的に合ったぐんまちゃんのポーズがある場合には検討していきたいと思います。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。サントリー様とのコラボの件については、結構ふるさと納税がたくさん出ているので、町民に聞かれることもありまして、今日のご回答でよく分かりました。ありがとうございます。

あと、ぐんまちゃんもアニメがあったと思うのですけれども、ああいうのに出ればいいなと思ったのですが、ほかの市町村がありますので、なかなか難しいかと思うのですけれども、可能性として検討していただければと思います。

次に、他の市町村などのキャラクターの使用状況を見ますと、キャラクターを使用するときに利用許諾番号やキャラクター名の表記を義務づけているところがあります。利用許諾の表示は、使用されているキャラクターを見たときに、許可されているかどうかをすぐに判別できる点で便利です。また、キャラクター名については、みどりちゃんや樹里ちゃんのイラストだけを見るよりも、キャラクター名も一緒に表示されているほうが記憶に残りやすいですし、分かりやすくなります。特に今のままで困ることはないと思いますが、キャラクターの使用に関わることで、表示義務の可能性についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

現在のみどりちゃん、樹里ちゃんのイラストの利用については、町広報紙やチラシでの利用がほとんどであり、利用申請によるイラストの利用は年に5件から10件ほどとなっております。そのほとんどがチラシやポスターへの掲載となっており、紙面に限りがあり、利用許諾番号や正式なキャラクター名の表示をすると、キャラクターが見えにくくなってしまうことが想定されます。以上のことから義務づけをする予定はありませんが、キャラクター名を可能な範囲で表示していただくようお願いしてまいります。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。できればみどりちゃんとか、千代田町とか書いてあると、いろいろ知名度が上がっていいかなと思っております。

次に、千代田町わがまち名産品開発補助制度について、産業観光課長にお聞きいたします。千代田町わがまち名産品開発補助制度は、魅力ある千代田町の新たな名産品になり得る新商品、メニュー、新製品を開発した町内業者に対して、その開発及び販売促進等に係る経費の一部を補助するとあります。その中でいくつかの定義がありますが、オリジナルの物産品や食べたくなるようなメニューで本町の観光振興につながる可能性があるものという中に、本町のマスコットに関するデザインを使用したものという項目があります。これについて申請された実績、先ほどの回答の中であまりないのかもしれないかもしれませんが、もしあるようでしたらその申請状況はどのようなものを教えていただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） それでは、ご質問にお答えいたします。

千代田町わがまち名産品開発補助制度における本町のマスコットキャラクター関係の申請状況でございますが、昨年12月の制度開始以降、みどりちゃんと樹里ちゃんのデザインに関係した申請はございません。

なお、マスコットキャラクター以外の申請といたしましては、川せがきのオリジナルデザイン関係が1件、その他モチーフ関係が1件の合計2件の申請がございまして、それぞれ申請事業者が商品化して販売を行っております。

今後とも関係部門と連携を図りながら、町の新たな名産品の開発支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。キャラクターの申請状況はないようですが、補助制度の利用者は、少しですがあるということで、この制度自体とてもすばらしいものだと思いますので、引き続き町の発展に寄与していただければと思います。

次、先ほど企画財政課長にお聞きしたことと同様なのですが、本町から企業へ積極的にキャラクターの使用を依頼する可能性についての見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 下山産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（下山智徳君） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、民間企業に対してマスコットキャラクターの使用を積極的に促していくことはキャラクターの認知度向上と本町の更なるPRのためにも効果的と考えております。町では企業等と関わる様々な機会を通じまして本制度を周知しておりまして、問合せや相談等にも随時対応させていただいておりますが、申請に至る件数、事例がまだまだ少ないというのが現状でございます。

今後は企業等に対してより積極的に働きかけを行いまして、マスコットキャラクターの利用促進と効果的な町のPRにつながるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。もしかするとちよガチャの売上げにも貢献できるかもしれませんので、いろいろPRをしていただければと思っております。

最後に、高橋町長にお聞きいたします。本町のマスコットキャラクターについての取扱要領について、みどりちゃんの取扱要領の第3条では、「町長は、千代田町をPRするために、みどりちゃんの積極的な使用を促すものとする」とあります。樹里ちゃんのほうでは第3条で、「千代田町植木の里をPRするため」とあって、それぞれ目的が違うのですが、いずれにせよキャラクターを積極的に使うことになっています。それについて例えばちよガチャの次に何か予定しているものがあるかなど、今後の町のキャラクターの使用の展望について何か計画をしているものがあるかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 2020年に人気キャラクターの登竜門として知られるゆるキャラグランプリが終了いたしました。先ほど議員が述べたとおりなのですが、その後コロナ禍もあり、対外的にPRする機会がほとんどなくなりましたが、町のキャラクターであるみどりちゃん、樹里ちゃんについては町広報紙やチラシに登場し、町の暮らしになじんでいるところであります。

さて、今後の展望についてですが、具体的に決まっているものはありませんが、職員のアイデアなど考慮しながら新たな展開を図れるよう考えております。先ほどの議員さんの質問の中で、樹里ちゃんとみどりちゃんを一本化したらどうだということなのですが、これは早めに我々の執行部内部でちょっと検討させていただきたいと、こう思っております。

それと、名刺にキャラクターを入れるのは、先ほどの答弁にもありましたけれども、これは議員個人の自己負担で入れていただきたいと。給料も上がったことですから、ぜひお願いいたします。PRしていただきたいと思います。

それと、来年行われる選挙に向けてのリーフレットとか看板なのですが、これはいけないということで、よろしくお願ひしたいと考えております。

最近では、またある方からTシャツを400枚だったですか、寄附をいただきまして、その裏側にこれキャラクターとはまた違うのですが、川せがきの絵を催した灯籠流しとそのようなあれを印刷をしまして、それを寄附をいただきました。また、皆さんのほうにもそれを配付できるのかなと思っていますので。

それと、地元の地場産で造り酒屋さんが1件ありますけれども、そこにラベルに同じような絵を描

いていただいて、それをラベルに貼って既に販売も行っております。そのようなこともいろいろキャラクターだけでなく行っていききたいと、こう考えていますので、よろしくお願いいたします。

まずは町民の皆様により親しみのあるキャラクターとして認識していただけるために、今後もみどりちゃん、樹里ちゃんについてPRをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。川せがきとか、本町にはPRできるものもいろいろありますので、優先順位とかもあると思いますけれども、ぜひみどりちゃん、樹里ちゃん、みんなで大事に育てていきたいと思っております。

これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時40分までを休憩といたします。

休 憩 （午前10時17分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（小林正明君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、1番、金子議員の登壇を許可いたします。

1番、金子議員。

〔1番（金子浩二君）登壇〕

○1番（金子浩二君） 議席番号1番、金子浩二です。議長より許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

このたびは、町民や町執行部、議会、またたくさんの人々の願いである夢の橋、利根川新橋決定、おめでとうございます。私も公約の一つですので、利根川新橋については何度か一般質問させていただきました。また、地元の県議や代議士からも、何度も県に対して訴えかけていただきました。国会にも陳情に行きました。その活動の中で今回山本知事が、新橋の整備を優先的に行うと言ってくれました。また、先日の県議会でも新橋をやると言っていただきました。これまでの経緯などをちょっと詳しく高橋町長にお伺いします。高橋町長、お願いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 利根川新橋についてですが、平成9年2月に関係市町村において利根川新橋建設促進期成同盟会が設立されて以降、国土交通省、埼玉県、栃木県及び群馬県に要望活動を行ってきました。平成25年3月策定のはばたけ群馬・県土整備プラン2013—2022にて、主要事業箇所として利根川新橋新設が着手予定として位置づけられました。

また、令和2年12月策定のぐんま・県土整備プラン2020には、災害レジリエンスNo. 1の実現として、県道熊谷館林線バイパス整備が着手に向けて検討する事業として位置づけられました。

これまで利根川新橋のルート選定において、妻沼グライダー場の移設場所が最大の課題でありましたが、令和2年6月末をもって営業を終了した妻沼ゴルフ場跡地を活用する方向で、群馬県及び埼玉県にて調整が進むこととなりました。あわせて、国土交通省が実施主体である首都圏氾濫区域堤防強化対策により、埼玉県側の堤防強化事業が進められており、利根川新橋の検討以前についても今後整備が行われることから、このタイミングを逃すことは絶対にできないと強く感じました。早急に事業化していただく必要があると考えました。

そのため、これまで期成同盟会による群馬、埼玉、栃木の要望活動に加え、千代田町としても独自の活動をより具体的にかつ積極的に行うこととしました。令和2年度には、8月21日に群馬県議会に対する利根川新橋の早期着工についての請願を行い、令和2年第3回群馬県前期定例会において趣旨採択となりました。なお、同日、期成同盟会構成の6市4町の議会議員による利根川新橋建設に係る要望も実施しております。

令和3年度には、9月に足利において国道293号の南へ延伸に伴い、利根川新橋架橋による埼玉県及び首都圏への交通網の確立を目的として国道293号延伸促進議員連盟が発足しました。

令和4年1月には、群馬県県土整備部長に対しまして、この国道293号に関する動きについて報告をさせていただきました。加えて、埼玉3市の県議会議員の要望も提出させていただきました。

更に、令和4年3月には群馬県及び利根川上流河川事務所と利根川新橋に関する意見交換会を実施しました。令和4年度には議員各位にも参加いただきまして、東京の議員会館にて地元国会議員を中心に要望活動を行うとともに、茂木敏充自民党幹事長とも面会し、利根川新橋の必要性について説明を行いました。

また、例年群馬県については期成同盟会の活動を報告という形で報告しておりましたが、期成同盟会の埼玉県要望にて大野埼玉県知事からも非常に前向きな回答が得られたことを受け、会長である小林熊谷市長とともに私が就任して以来初めて山本群馬県知事へ直接利根川新橋の要望活動を行うことができました。その後担当課において、より効果的な要望活動について検討しておりましたが、数ある利根川の新橋要望の中で群馬県での優先順位を高めるために、東毛地域の自治体の総意として本町の利根川新橋が必要だと訴えることが重要であると結論に至りました。

そして、群馬県内の期成同盟会構成市町の首長、群馬県議会議員、地元選出の衆議院議員にお声掛けをさせていただき、令和5年5月1日に群馬県の要望活動を実施してまいりました。その中で山本一太群馬県知事より、優先的に整備を行っていくとの英断をいただくことができました。

また、先日発表された山本一太知事の知事選に向けて政策集の50の政策の中にも、利根川新橋を建設と明記されております。

今年度については、より動きを加速するために、8月に埼玉県知事選挙も行われることから、選挙

前に期成同盟会の埼玉要望を行うべく、現在調整を進めております。ここに至るまでに担当課を含めてかなりの努力をしてきたわけであります。それに伴いまして、公務だけではなくて、近隣の関係市町の首長さんをはじめ、議員さんも含めた中で、政務も含めた中でネットワークを駆使しながらいろんな形で総合的に動いた結果だと、こう考えております。とにかく担当の事務方のほうも必死になって一生懸命ここをやっておりました。その結果だと思っております。

以上です。

○議長（小林正明君） 1 番、金子議員。

○1 番（金子浩二君） ありがとうございます。また、県をまたいだ広域にわたって6市4町の期成同盟があります。新しい橋を中心とした熊谷から足利までの広域での考え方について、高橋町長の所見をお伺いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 私の所見ということですが、利根川新橋建設促進期成同盟会の規約第2条、目的では、「同盟会は、埼玉県と群馬県を結ぶ利根川新橋の早期建設並びに両毛中央幹線及び熊谷南北線の整備を推進することを目的とする」とあります。利根川新橋の建設は、群馬県が施行主体となり、事業費については群馬県と埼玉県とで折半で負担することとなります。架橋位置や取付道路などは現在のところ決まっていないことから、具体的なことは申し上げられませんが、橋については単に通行することだけでなく、橋自体に特徴を持ったデザインとして千代田町と熊谷市を結ぶあの橋に行きたいと魅力を感じるランドマーク的なかけ橋となるよう、可能な範囲で要望してまいりたいと考えております。

また、今後新橋が実現となれば、付随して新たな道路整備が行われることとなります。この道路計画に併せて沿道に休憩、情報発信、地域連携機能や観光的要素を持つ道の駅などの整備も考えてまいります。

利根川新橋建設及び幹線道路網の整備により、栃木県、群馬県、埼玉県の新たな縦軸が完成することとなり、北関東における広域的な経済圏として一層の飛躍発展を遂げるため、また環境負荷を低減し、災害時の避難及び緊急輸送ルートの確保と併せ、これまで以上に地域のポテンシャルを向上させることが可能となります。今後につきましても、群馬県を中心に関係機関と情報共有を密にしながら本町の更なる発展に寄与すべく、利根川新橋建設の早期着工に向けた活動をしていきたいと、こう考えております。

今の認識ですと、これで早期着工ということで、第2のスタートラインにこれで立ったという認識であります。これからはルートを作成したり、いろいろ群馬県のほうが行っていくと思いますが、また今まで以上に議員の皆様のご協力もお願いしたいと、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 1 番、金子議員。

○1 番（金子浩二君） ありがとうございます。新橋については、交通のインフラ整備で渋滞の緩和はもちろん、橋に太陽光パネルや水力発電などの再生可能エネルギーをつくれる施設を併設すれば、災害時でも活用でき、平時では夜、橋のライトアップなどをして、その電力を再生可能エネルギーで賄うこともできると思います。実現すれば多方面から注目を浴び、関係人口、交流人口が増え、ますます町の活性化につながると思います。

また、海ほたるのように、橋の真ん中でコーヒーや軽食が取れるようなカフェなどあれば、先ほど答弁にありましたが、千代田のランドマーク、群馬のランドマーク的な存在になることは間違いないと思います。ぜひついこの間までは夢の橋だったので、夢のようなユニークな斬新な考えも取り入れて考えていただければと思います。

続きまして、本町には群馬で唯一川の上を走る県道となる赤岩渡船があります。赤岩渡船の新橋架橋後の運航はどのように考えておりますか。高橋町長の所見をお伺いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町の宿願であります利根川新橋が建設された場合に、赤岩渡船はどうなってしまうのか、廃止されてしまうのではないかとといった心配される方も多かろうと思います。利根川新橋の建設が本町の一番の望みであることに変わりはありませんが、赤岩渡船についても本町にとってとても大事なものであります。議員もご承知のとおり、赤岩渡船は群馬県と対岸の埼玉県を結ぶ主要地方道熊谷館林線の一部であります。群馬県から委託を受けて運航しております。観光目的の運航ではありませんが、赤岩渡船のある利根川の風景は、本町が誇れる優れた観光スポットでありますので、本町にとりまして新橋が建設されても引き続き渡船運航の継続を望んでおります。このため、今後の新橋建設の進展を踏まえながらになりますが、委託元の群馬県に対して赤岩渡船の継続運航について要望を行っていききたいと、こう考えております。

先ほど議員が述べたように、観光スポット的な部分、新橋ができれば海ほたるのようというお話もありましたけれども、今いろんな制約がありまして、橋を造るのは一つの橋で4車線化はいけないとか、いろんな制約があるのです。皆さんご存じのように、国道122号、あれ片側2車線なのですね。2つ橋を造っております。そのようなことがありますので、その辺の制度とか、そういうことも踏まえた中でこれからいろいろ群馬県、埼玉県とも検討していきたいと、こう考えております。

先ほどの質問の中に、293、国道17号等もあります。足利の早川市長も、一昨年行われた選挙においても利根川新橋を公約でうたっていただいています。私も応援にも行きました。そんな中で、なぜ利根川新橋だというお話をしましたところ、293を延伸で引っ張って新橋に結びつきたいのだと。熊谷の小林市長におかれましては17号、これにずっと結びつきたいと、このような要望もごございます。ですので、その辺も踏まえた中でこれからの新橋を踏まえた道路網もこれからいろいろ相談していき

たいと。観光スポット的な部分は橋の上にはできるかどうかちょっと分かりませんが、橋を渡った群馬県側にはそのような道の駅等も含めた中で、これからはいろいろ皆さんと相談をしていきたいと、こう考えています。

○議長（小林正明君） 1 番、金子議員。

○1 番（金子浩二君） ありがとうございます。ぜひ本町の自慢の一つである赤岩渡船の運航を継続していただければと思います。

次に、带状疱疹について質問いたします。带状疱疹とは、水ぼうそうと同じように、水痘带状疱疹ウイルスを原因として発症する病気です。初めは皮膚がピリピリするような痛みを感じ、時間の経過とともに赤みや水疱形成など皮膚症状が現れます。時に全身に水疱が広がり、顔面神経麻痺や視力障害を来すこともあります。痛みが数か月から数年にわたって続くこともあります。带状疱疹は加齢に伴って発症率が高くなり、特に50歳代から急激に増加し、80歳までに約3人に1人が発症するとされています。ということは、この議場にいる人の中でも約10名ほどの人が带状疱疹に悩まされてしまうということになります。

皆さんも子供の頃に水ぼうそうに感染したことがあると思いますが、その水ぼうそうのウイルスが生涯にわたって体内に潜伏し、仕事のストレスや免疫力の低下などに伴い、ウイルスが再活性し、带状疱疹を発症します。最近では50歳以上の人に対してワクチンによる予防が可能となりました。

そこで、本町での带状疱疹ワクチンの予防の効果の考えと対象人数について教えていただければと思います。久保田健康子ども課長、お願いします。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えします。

带状疱疹につきましては、金子議員のおっしゃるとおり、多くの方が子供のときに感染する水痘、いわゆる水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。発症すると、皮膚の症状だけでなく、神経にも炎症を起こしまして、痛みが現れることもあります。また、皮膚の症状が治った後も後遺症として長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる可能性があります。このような带状疱疹の発症を予防する方法としては、食事のバランスに気をつけ、適度な運動と十分な睡眠を心がけるなど、できるだけ健康的な生活習慣を保つことが重要となります。

また、50歳以上の方では、ワクチンを接種することで発症予防及び重症化予防が期待できると言われています。带状疱疹のワクチンは、現在生ワクチンと不活化ワクチン、この2つの種類がございます。まず、1つ目の生ワクチンにつきましては、接種回数が1回、皮下接種となっております、その効果は5年程度とされております。

2つ目の不活化ワクチンにつきましては、2か月の間隔を空けて2回、筋肉注射での接種となっております、効果は9年以上続くとされております。

ワクチン接種による発症予防効果は、50歳から59歳の方に対するデータになりますが、生ワクチン

で69.8%、約70%、不活化ワクチンで96.6%、約97%と言われております。

また、本町での带状疱疹ワクチン接種の対象者数でございますが、接種の対象年齢はいずれのワクチンも50歳以上となっておりますので、本町の50歳以上の方を接種の対象者数といたしますと、5,570名ほどとなります。

○議長（小林正明君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。現在全国たくさんの自治体が費用の一部を助成して、带状疱疹ワクチンの予防接種を呼び掛けております。先日の新聞にも邑楽郡5町を除いた25市町村が独自で助成制度を設けているとありました。本町でも対象者が5,500名いるということで、そのうち約3人に1人なので、千七、八百名ですか、が発症するおそれがあると思います。町民が健康で安心して暮らせるために、ワクチン接種がより多く受けられる環境整備が重要と考えております。

そこで、本町での带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてどのように考えておりますか。久保田健康子ども課長、お願いします。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンにつきましては、厚生労働省によって使用が認められておりますが、予防接種法には規定されておらず、個人の希望と医師の判断によって接種する任意接種となっております。そのため自己負担で接種をしていただくこととなっております。

接種費用につきましては、生ワクチンでは1回接種で1万円程度、不活化ワクチンでは1回当たり2万円程度で、2回接種する必要がありますので、合計4万円程度と決して安価な金額ではないのが現状となっております。そのため带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行っている自治体がありまして、群馬県内におきまして、先ほど金子議員もおっしゃっていましたが、25の市町村で実施しております。本町におきましても、带状疱疹ワクチンの接種を受けやすい環境を整備するため、現在対象者や助成金額等について調査研究を行っており、助成事業を実施する方向で進めているところでございます。

○議長（小林正明君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） ありがとうございます。ぜひ接種費用が高額ですので、町で助成していただけるように前向きに検討していただければと思います。

次の質問になります。チャットGPTのような対話型AIの取扱いについて質問させていただきます。最近では人工知能やAIなどテレビや新聞で聞かない日がないと思うほど日常に溶け込んでおります。対話型AI、チャットGPTの運用について、国や県で幅広い分野で試行して活用可能な業務や効果を洗い出し、利用方針を制定していく流れがあります。藤岡市では、情報の漏えいなどに留意して業務の効率の向上などを見込んで試験的に運用を始めております。議会答弁の作成や活用も考えているようです。もしかすると、藤岡市ではこの6月の定例会の答弁の一部は、チャットGPTが答

えているかもしれません。

そこで、本町での業務でのチャットGPTの活用の在り方についてどのように考えておりますか。
宗川総務課長、お願いします。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

対話型人工知能、AI、チャットGPTは、行政の分野においても一部の自治体で実証実験が行われており、業務の効率化につながる可能性がある一方、情報の正確性や個人情報の取扱いなどが懸念されております。

今回の一般質問に当たり、チャットGPTを試験的に使用した結果についてご紹介をさせていただきます。初めに、チャットGPTに「チャットGPTの地方自治体での活用についてアドバイスを下さい」ということで質問をしましたところ、町に関する一般的な情報提供や住民からの質問に対するオンラインサポート、またイベント案内や予約といった項目で回答がありました。具体的には、住民サービスや行政手続、観光情報、イベント案内の質問に答えることができるとの内容でありました。

このほか「群馬県千代田町について教えてください」との質問に対しては、千代田町の基本情報や特徴についての回答がありましたが、残念ながら誤った内容となっており、一部を申し上げますと、「人口は約5,800人、おいしいアスパラガスが生産されており、温泉地としても知られています」などの情報が含まれており、このまま使用することができない状況でありました。

以上のことから、まずはどういった業務で活用できるかを調査していきながら、並行して活用に当たったルールづくりを行っていきたいと考えております。今後こうした便利なツールを職員の負担軽減につなげていけるよう情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 1番、金子議員。

○1番（金子浩二君） 総務課長、ありがとうございます。

続きまして、田島教育長にお伺いします。教育現場ではチャットGPTで課題を済ませてしまう学生が増えたことを受けて、チャットGPTの利用を禁じる大学や学校が相次いでいると聞きます。本町での先生や生徒、教育現場でのチャットGPTの取扱いの対応はどう考えているのでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（小林正明君） 田島教育長。

[教育長（田島育子君）登壇]

○教育長（田島育子君） では、質問にお答えいたします。

教育というふうに聞きますと、どこまでの範囲でお答えすればいいのかなというので、迷うところではあるのですが、ここでは小中の教育現場において取扱いについてお答えをしたいと思います。

結論から申し上げます。教育現場でのチャットGPTの取扱いについては、今のところ考えておりません。その理由は大きく分けて2つあります。まず、1つ目の理由としてなのですが、学校教育本来の意味に関する点であります。学校教育本来の目的は、人と人との関わりの中で生き方を学び、顔と顔を合わせて会話をすることにあり、人間性を育てることだと思っております。子供たちが大人になって社会に飛び出したときに、人間関係に悩んだり、自分のやっていることに自信が持てずに諦めそうになったり、いろんな場面に出会おうと思います。それから、いろんな出会いにも直面すると思いますけれども、学校はその準備段階の場所であるというふうに考えています。分からないことは聞けば教えてもらえる、この体験により人に聞くことを恥ずかしいことではないと学びます。順番を守らないでけんかになることもあるかもしれません。しかし、そこで公共の場での約束事や人との関わり方を学びます。難しい算数の問題が解けたときなど、最後まで諦めないで自分の力で乗り越えてよかったなという成功体験を学びます。

また、数年前から皆さんに協力していただきまして、1人1端末を導入したことで、子供たちはタブレットを駆使しながら授業中に自分の意見を書き込んだり、友達と意見交換をしたりしています。これらのことを踏まえますと、ここであえてチャットGPTは取り入れず、学校生活を送ることで人とのコミュニケーションを図り、自らの力で情報を収集し、正確な内容を精査するなどの経験力を養う必要があると考えます。

次に、2つ目の理由として、生徒指導に関する点です。インターネットの発達普及により、子供たちは生まれたときからネット社会の中で生きています。そのため小さい頃からスマートフォンやタブレットを持っている子供もいて、様々な問題に直面しています。本来であれば通信機器の購入時に家族で使い方や使う時間などを話し合い、フィルターを設定し、使えるSNSやゲームなどしっかり決めておくことが理想です。しかし、家庭での考え方に差があり、なかなかハードルが高い課題となっているのが現状です。

また、いじめ問題が表面化するまでに時間がかかり、誰が誰に対して情報を流しているのかを把握することは難しく、SNSやフェイスブック等に関するトラブルも後を絶ちません。悪口やうわさ話など安易な書き込みが原因で生じた人間関係のこじれが学校に持ち込まれ、現在学校では一つ一つひとつもときながら生徒指導を行っている状況です。解決するまでに相当な労力と時間が必要になっています。

加えて、情報モラルに関しての指導なのですが、十分に子供たちの心に響かないという課題も抱えています。安易な書き込みがもたらすもの、これは本当に大変なことなのですが、そういうことよりも書き込みをする楽しさ、そちらのほうに興味関心が優先してしまいまして、そのような傾向が社会全体にあるように思います。そのため、まず法整備、それからルールづくり等の調査研究が必要であると感じます。そして、何よりも子供たちが正しく判断できるまでは、やっぱり先生と生徒、子供と子供という、そういう関係がいいのではないかと思います。チャットGPTの取扱い

は難しいかなというふうに考えています。慎重にならざるを得ないというのが現状です。

以上です。

○議長（小林正明君） 1 番、金子議員。

○1 番（金子浩二君） 教育長、ありがとうございます。チャットGPTについては、G7広島サミットでも議論を交わされたように、世界中で期待と懸念が交錯している状態となっております。本町での取扱いについては、冷静に対応していただければと思います。

以上で利根川新橋、帯状疱疹、チャットGPTについての一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で1 番、金子議員の一般質問を終わります。

続いて、2 番、橋本博之議員の登壇を許可いたします。

2 番、橋本議員。

[2 番（橋本博之君）登壇]

○2 番（橋本博之君） 議席番号2 番、橋本博之でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私からは、令和5 年10 月1 日から消費税の適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されるにあたり、免税事業者の課税仕入れ額に対するこれまでの消費税額分と未登録事業者の消費税額分が消費税と認められず、一般会計を増額してしまう場合があるとの考えの下、本町の対応についてお伺いします。

インボイス制度の導入は、消費税に対する考え方を大きく変えてしまう変革であります。社会的な影響も大きく、インボイス制度に沿った請求書の発行をするだけでも税務署に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。また、これまで消費税の納付を免除された1,000 万円以下の事業主は、登録の際、課税事業者か免税事業者か選択しなければなりません。今後の取引に大きな影響を与える選択になると思います。

また、会計ソフト及び請求書や領収書の発行もインボイス制度に沿ったものにするため、システムの変更を行わなければなりません。手間や費用がかかるため、小規模事業主の方は対応するのに大変苦労すると思います。企業では、既に取引先に対してアンケートとしてインボイス制度の導入について確認をしています。税務署に登録したのか、課税事業主として登録したのか、免税事業主として登録したのか、未登録なのか、今後登録する予定はあるのか、またシステムの対応はしているのかといった内容になっていると思います。企業も自己防衛として取引先がインボイス制度に対してどのような対応をしているのか把握する必要があるからです。場合によっては、取引の見直しを図る意図もあると思います。

そこで質問ですが、本町では今現在課税事業主と免税事業主、また未登録事業者なのかを確認していますか。須永企画財政課長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

回答に当たり、まずお話しさせていただきますが、インボイス制度については国の制度のため、町の登録事業者の一つであります。回答内容につきましては、税務署に問合せ等を行った内容となりますことをご了解いただければと思います。

さて、インボイスとは、売手から買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段を指すものです。インボイスを交付することができるものは、税務署長から登録を受けたインボイス発行事業者、適格請求書発行事業者に限られ、消費税を納める義務のある事業者が登録を受けることができますとされております。事業者が納税する消費税額は、自社の売上げ時の消費税額から自社が仕入れなどにかかった消費税額を差し引いた分を納税する仕入税額控除により計算されますが、インボイス制度導入後においては、一定期間の経過措置はあるものの、インボイス発行事業者が発行する請求書に限り、仕入税額控除が適用されることになります。そのため民間の課税事業者においては、取引先が消費税の課税事業者か免税事業者かで消費税納税額が変わることになります。

一方で、地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法の規定第60条第6項により、課税売上げに対する消費税額と課税仕入れ等に対する消費税額を同額とみなすこととされているため、消費税の申告義務がございません。そのため、現在町では取引業者における消費税の課税、免税の形態については把握していない状況にございます。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ありがとうございます。私も民間事業と違って地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業について、消費税法第60条6項により申告義務がないと。つまり支払った消費税は全額返還されることを、この通告後に知りました。ちょっと勉強不足で申し訳なかったです。

そのことを踏まえてですが、続いての質問です。今後課税事業者と免税事業者、また未登録事業者の把握をどのように行うのか、須永企画財政課長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

今後の業者の把握ですが、一般会計については消費税の申告義務、すなわち仕入税額控除の概念がございません。また、消費税を担当する所轄の館林税務署へ照会しましたところ、インボイス制度導入後であっても、事業者における消費税の請求について変更がされるものではないとの回答をいただいております。従いまして、一般会計については、事業所が課税事業者、免税事業者のいずれの場合においても、町の負担する金額に変更は生じないことになります。そのため今のところインボイス制度導入後においても、把握を行う必要はないものと思っておりますが、把握をする方法としましては、国税庁のインボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト、こちらにおいて登録を行っている事業者の情報を公開していますので、そちらで確認ができるようです。しかし、申請から登録までには時間

がかかるようですので、今後国の方針で登録状況の把握が必要となった場合には、聞き取りやアンケート調査等によって確認することになると思います。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ありがとうございます。

次に、実質9月30日まで延長したインボイス制度への登録時期ですが、10月以降になってもインボイス制度に登録していない事業者に対して本町は取引の停止や中断といった対応をするのか、須永企画財政課長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

制度の登録状況について所轄である館林税務署に確認したところ、現時点で課税事業者のインボイス制度登録は順調に行われているとのことでございます。インボイス制度に未登録であることで取引先の仕入税額控除が行えなくなり、実質的に取引先の消費税納税額が増加してしまうことから、課税事業者で制度の登録を選択するであろうとの見方の一方で、インボイス制度への登録はその事業者自体の判断になり、実施するものであるとの見解でもありました。冒頭に申し上げましたとおり、事業者が課税、免税のどちらでありましても、消費税の申告義務のない一般会計においては、影響が生ずるものではございません。町としましては、制度の登録については税務署と同様の見解でございまして、インボイス制度の登録状況により取引を停止したり、中断することについては、現時点において想定しておりません。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ありがとうございます。

次に、インボイス制度における免税事業主として登録した事業者の対応についてですが、これまで消費税の納付を免除されていた1,000万円以下の事業主が、10月以降の取引は消費税分を請求できなくなります。例えば今現在請負金額100万円の工事金額に対し、100万円プラス消費税10万円、合計110万円が請求できています。消費税額10万円が所得として認められています。ただし、10月以降に発生する同じ請負金100万円の工事でも、請求額は100万円しか請求できません。実質10万円の減額になってしまいます。見積り時の話合いが必要になってくるのかなというふうに思います。

そこで本町の対応として取引先として免税事業主さんのほうを継続していくのか、それともやめてしまうのか。須永企画財政課長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

課税、免税の選択については、事業者自身が判断して選択することであり、免税事業者であることを理由に取引を打ち切ることは、現時点では想定しておりません。また、価格の引下げですが、町では財務規則に基づき、入札や見積り合わせを実施しており、価格においては従来より事業者との交渉

を行っております。税務署によりますと、免税事業者だからということで消費税相当額の引下げ要求を行うことは、独占禁止法等の法律に抵触する場合もあるとのことでありますので、こちらについても現時点では想定しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ありがとうございます。

次に、本町でも課税される取引として公園使用料や施設使用料、ネーミングライツ等の消費税を伴う取引があると思います。インボイス制度に登録していると思いますが、事業者からインボイス制度に登録しているのか問合せがあると思いますが、どのような対応をしているのか。町ホームページに登録済みであることを掲載したほうが効率的ではないでしょうか。須永企画財政課長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

本町では一般会計、下水道事業特別会計の2会計について、インボイス制度への登録を行っております。ちなみに国税庁のインボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトにおいても登録済みであることが確認できます。そして、現在のところ取引事業者からインボイス制度への対応のため、町の登録状況についての質問やアンケートなどの問合せを多数いただいております。随時回答を行っているところでございます。今後においても制度の円滑な実施のため、ホームページ公表なども含めまして必要な対応を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ありがとうございます。

次ですが、民間では既にインボイス制度に対応した請求書や領収書の発行が行われている会社もあります。これらの発行することにより、自らが課税事業主であるとの証明と10月以降も変わらず安心して取引ができると証明しているのです。会計システムの導入も終わっているものとも考えることも容易であると思います。

次の質問ですが、本町ではインボイス制度に対応した請求書、領収書の発行や会計システムの導入が終わっているのか、須永企画財政課長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

現在使用している町の財務会計システムを改修し、インボイス制度に対応させる電算委託料を令和5年度当初予算に計上しております。制度開始までにはシステム改修により適格請求書の発行機能が追加される予定となっております。予定どおり導入を進めまして、インボイス制度が問題なくスタートできるよう万全を期してまいります。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ありがとうございます。10月1日からスタートですので、ご対応のほうをよろしくお願いします。

次に、10月以降取引の契約時にインボイス制度の導入を証明する登録書などの提出を求める動きが各自治体にあるのではないかと伺っていますが、本町の対応を須永企画財政課長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

地方自治法施行令の規定により、地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質または目的により当該入札を適切かつ合理的に行うため、特に必要があると認めたときは競争入札に参加する者に必要な資格を有する者について更に必要な資格を定めることができることとされています。そこで、町へ不利益となることを理由に適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないことを要件とする入札参加資格を定めてはどうかとのご質問かと思いますが、令和4年10月7日発出の総務省通知により、地方公共団体の競争入札において適格請求書発行事業者でない者が契約の相手方となった場合に、当該地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益となることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは、契約の性質または目的により当該入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときとの要件に直ちに該当するものではないことから、適当ではないと考えるとの見解が示されております。

現時点での町の対応については未定であります。今後先進自治体などの事例を研究しつつ、どのような対応が望ましいかについて検討してまいります。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ただいまの議員の質問なのですが、今現在もこの工事、指名をかけて落札して、そのときに着工するに当たりまして、いろんな資料が提出されるのです、工程表も含めた中で。その中に一つ、課税業者というのがあるのです。それももちろん提出はしてくるのです。ただし、公平な立場からして、例えばそれについてはランクづけというのがあるのです。ランクづけというのがありまして、何が何でも課税業者でなくてもこれはランクにA、B、C、場合によってはDランクもありますけれども、それによって国の制度によってランクが決まっていくわけです。各自治体もそれを決めてあるのですけれども、必ずしも消費税の納税業者でなくても、これはそのランクづけの総合評点のPというのがあるのですけれども、建設等々の業者、それでランクづけが決まりますので、何が何でもこれは消費税を今までそれを納めていなくてもよろしいというのが、これは公平な観点でそのようなことをうたってあるわけです。ですので、以前からもそのような課税業者というその資料があるのですけれども、それを課税業者というのを一枚紙なのですから、それを提出させて

施工は行っているという状況であります。

ただし、入札に関してはそれを事前に誰が落札するかは分からないですから、それを事前に提出する必要はないのです。

以上です。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） 町長自らご答弁していただき、ありがとうございました。

次に、最後の質問になってしまうのですが、インボイス制度について本町職員に対して研修会等を行う予定はあるのか。所轄する税務署に申し込むこととなりますが、インボイス制度の研修については税務署のほうから派遣するようなことも書いてありましたので、これから先依頼して職員の方の教育をさせるのかどうか、須永課長にお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

地方公共団体が事業者としての立場から行うべきインボイス制度への対応は3点あります。1点目が所轄の税務署に対して適格請求書発行事業者の登録申請を行うこと。2点目が現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載したインボイスを買手である事業者に交付すること。3点目は交付したインボイスの写しを約7年間保存することです。

現在町の担当職員については税務署が開催する説明会に参加し、制度の理解を深めているところでございます。これ以外にも職員の全体研修の一環として、税務署職員を講師に迎えての研修会の実施ができるか館林税務署に確認したところ、他自治体での実績があるとの回答をいただきました。今後職員全体で適切な対応が取れるよう研修実施に向けた調整を行っていければと考えております。

また、税務署は事業者向けにインボイス制度に関する説明会を随時開催しています。今月の広報紙においても紹介しておりますが、館林税務署では直近ですと6月15日木曜日に、午前の部、午後の部、合わせて2回の開催が予定されています。インボイス制度の概要や消費税の基本的な仕組みの説明のほか、登録するかどうか悩みの免税事務所の方を対象に個別相談会も行っています。町の役割としまして、事業者への情報提供もしっかり行ってまいります。このほか町ツイッターでも国税庁のメッセージをリツイートし、多くの事業者や町民の皆さんへ案内が届くように配意しております。令和5年10月に開始されるインボイス制度に混乱が生じないように、我々もできる対応をしてまいります。

以上、税務署へ問合せ等させていただいた内容となりますが、不明な点等ございましたら直接税務署へお問合せしていただいて結構ですというお話もいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ご答弁ありがとうございました。インボイス制度への本町の対応についてお

伺いましたが、本来であればインボイス制度の説明を行わなければならない時期に、コロナ感染拡大防止の観点から説明会を行っていません。説明が不十分な点が大いにあると思います。なかなかやっぱり会計に携わる人でないと難しいところもあります。税理士と税務署の見解の相違なんかもあったりして、なかなか難しいと思いますので、税務署の講習会はなるべく多くの職員が参加されたほうがよいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で２番、橋本議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（小林正明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日６日は午前９時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前１１時４５分）

令和 5 年第 2 回千代田町議会定例会

議事日程（第 2 号）

令和 5 年 6 月 6 日（火）午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 承認第 2 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 2 | 承認第 3 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 3 | 承認第 4 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 4 | 承認第 5 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 4 年度千代田町一般会計補正予算（第 1 号）） |
| 日程第 5 | 承認第 6 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 5 年度千代田町一般会計補正予算（第 1 号）） |
| 日程第 6 | 承認第 7 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 5 年度千代田町一般会計補正予算（第 2 号）） |
| 日程第 7 | 報告第 1 号 | 令和 4 年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 8 | 報告第 2 号 | 令和 4 年度西邑楽土地開発公社決算について |
| 日程第 9 | 議案第 23 号 | 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 24 号 | 千代田町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 25 号 | 令和 5 年度千代田町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 12 | 議案第 26 号 | 令和 5 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 13 | 議案第 27 号 | 令和 5 年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 同意第 2 号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第 15 | 同意第 3 号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第 16 | 同意第 4 号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて |
| 日程第 17 | 同意第 5 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 18 | 同意第 6 号 | 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |

日程第 1 9 同意第 7 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 2 0 同意第 8 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 2 1 同意第 9 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 2 2 同意第 1 0 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 2 3 同意第 1 1 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 2 4 同意第 1 2 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 2 5 同意第 1 3 号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	金 子 浩 二 君	2 番	橋 本 博 之 君
3 番	原 口 剛 君	4 番	大 澤 成 樹 君
5 番	酒 巻 広 明 君	6 番	橋 本 和 之 君
7 番	大 谷 純 一 君	8 番	森 雅 哉 君
9 番	川 田 延 明 君	1 0 番	高 橋 祐 二 君
1 1 番	柿 沼 英 己 君	1 2 番	小 林 正 明 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	石 橋 俊 昭 君
教 育 長	田 島 育 子 君
総 務 課 長	宗 川 正 樹 君
企画財政課長	須 永 洋 子 君
会計管理者 兼税務会計課長	茂 木 久 史 君
住民福祉課長	高 田 充 之 君
健康子ども課長	久 保 田 新 一 君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	下 山 智 徳 君

建設環境課長	坂部三男君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 教務局長	森田晃央君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原弘明
書記	池上大貴
書記	大川智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

法人町民税及びたばこ税の改正では、地方税統一QRコードの導入により、施行規則の改正に伴う様式の追加変更が生じたことによるものであります。

固定資産税では、新築住宅等に対する固定資産税軽減の規定の適用を受けようとする者の申告内容の一部改正や災害に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の改正となります。

軽自動車税では、環境性能割の税率の特例及び種別割における軽減の特例等について改正を行ったものです。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第2号 千代田町税条例の一部改正につきまして、詳細なご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和4年3月31日に公布され、同年4月1日施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が

生じましたので、改正するものでございます。

お手元に承認第2号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。下線の箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。最初に、第46条、給与所得に係る特別徴収税の納入の義務等の改正でございます。こちらにつきましては、事業所特別徴収に係る個人住民税の納付書に地方税統一QRコードの導入に伴いまして、新設されます施行規則第5号の15の2様式を追加するものとなります。地方税統一QRコードの導入に伴い新設されます施行規則に定める様式の追加は以降もそれぞれ続いておりまして、法人町民税の申告納付を定める第48条の改正につきまして、次の2ページをお願いできればと思います。法人町民税に係る不足税の納付の手続を定める第50条の改正、50条については法人住民税について更正決定をした場合の不足額の納付方法の規定を定めてございます。

3ページをお願いいたします。たばこ税の申告納付の手続を定める第98条の改正です。また、4ページの上段をお願いいたします。こちらは、たばこ税に係る不足税額等の納付手続を定める第101条についても地方税統一QRコードの導入によりまして、施行規則に様式を新設されたことに伴う改正となります。

次に、附則第8条、肉用牛の売却に係る事業所得に係る町民税の課税の特例の改正となります。法附則第6条、肉用牛の売却による事業所得に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例第4項の改正に伴うものでございまして、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、令和9年度までと適用期間を3年間延長とする改正となります。

続きまして、附則第10条、読替規定の改正となります。令和3年度改正において新設されました法附則第64条、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を削る改正規定の施行に伴う規定の整備となります。

続きまして、5ページをお願いしたいと思います。附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正となります。附則第10条の2には、わがまち特例の特例割合が規定されております。今回、地方税法附則第15条第4項、心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の規定が削除されたことに伴いまして、条文の法附則の項ずれを反映させたものになります。

また、先ほどもお伝えさせていただきましたが、法附則第64条、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の削除に伴う項そのものの削除を行う改正となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の軽減の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正となりまして、第12項に新設されます。新設

された内容といたしまして、法附則第15条の9の3、長寿命化に資する大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額、減免措置については、工事完了後3か月以内に市町村長宛て申告書を提出しなければならないものとされており、その措置に係る申告の規定として新設されたものとなります。

続きまして、7ページをお願いいたします。同条第13項、第14項は、第12項の新設による項ずれや法附則第15条の9の3の新設による施行規則の改正に伴う条文中の引用箇所の項ずれを反映しております。条文の内容に実質的な変更はございません。

続きまして、附則第10条の4となります。附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したものととなります。法附則第16条の2、平成28年熊本地震に係る被災住宅用地等に係る固定資産及び都市計画税の特例措置の改正に伴う規定の整備について、平成28年熊本地震に係る被災住宅用地特例の適用期限が令和4年度末に到来することから、適用期限を拡充することとした改正となります。

続きまして、8ページをお願いいたします。附則第10条の5となります。附則10条の5については、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の改正となります。これは、西日本を中心に甚大な被害が生じた平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例措置の改正に伴う規定の整備につきまして適用期限を迎えることから、適用期限を拡充することとした改正となります。

続きまして、附則第10条の6、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等となりまして、こちらは新設となります。法附則第16条の4、平成2年7月豪雨に係る被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の特例の改正に伴う規定の整備について、固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したのになります。令和2年度版の消防白書によりますと、県内において1棟一部破損の住宅被害があったとの報告があり、本町には影響がないものとなっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の改正となります。軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置について定める地方税法附則第29条の8の2の削除に伴うものになります。令和元年度税制改正において、消費税率の引上げに伴う需要平準化対策といたしまして、環境性能割の臨時的軽減に係る非課税規定が新設され、当初、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された自家用乗用車が対象でした。その後、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の経済への甚大な影響を考慮し、経済対策として軽減措置の適用期限が6か月延長され、また令和3年度税制改正においても経済の動向等を踏まえ再度適用期限が9か月延長され、最終的に令和3年12月31日までとされました。それ以降の延長はなく、適用期限を経過したことにより、今回改正において削除されました。

附則第15条の2の2、日本赤十字社の所有する3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能

割の非課税の範囲の特例及び附則第15条の2の3、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例については、先ほどの附則第15条第2項の削除に伴う条文中の項ずれを反映されたものになります。

続きまして、11ページをお願いいたします。附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の改正となります。法附則第29条の18の削除に伴う改正であり、臨時的経済措置の対象期間の終了に伴う削除となります。

続きまして、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正となります。法附則第30条の改正に伴う規定の整備について、軽自動車税の環境性能割の税率区分が本年12月まで延長されたことに合わせて、より環境性能に優れた車両普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限が延長されたものでございます。

なお、自家用乗用車に係る軽減については、電気自動車等を対象とする75%軽減に係る車両の取得期間は、令和8年3月31日まで3年間延長されましたが、50%及び25%軽減の対象については、令和元年税制改正において車両の取得期間が令和3年3月31日までとされていたため、今般の改正により、それらに係る附則第16条の3項から第6項が削除されました。それに伴い営業乗用車の50%軽減に係る第7項が第3項に繰り上がりまして、その対象については車両の取得期間が令和8年3月31日まで3年間延長することによる改正となります。また、25%軽減に係る第8項が第4項に繰り上がり、その対象については車両の取得期間が令和7年3月31日までの2年間延長することによる改正となります。

続きまして、14ページをお願いいたします。附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の改正となります。先ほどの附則第16条3項から第6項までが削除されたことに伴う改正となります。

続きまして、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正となります。こちらについては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を更に3年延長する改正となります。

以上、令和5年4月1日から施行及び運用するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、承認をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

〔7番（大谷純一君）登壇〕

○7番（大谷純一君） ちょっと文言的に分からないので教えていただきたいのですが、6ページの新設された10条の3の12というところで特定マンションとあるのですが、特定マンションというのはどういうものを指しているのでしょうか。それと、アパートとマンションの定義の違いですよね。例

えば私の認識では、アパートというのは木造で2階建て、あるいは3階のアパートもあるのでしょうか、マンションというのは鉄筋で3階建て以上を想定しているのかなというのが個人的には思うのですが、特定マンションというのをどういうものとして定義しているのか。もしそれが、舞木にもマンションというか、3階建てがあるのですが、町としてその該当しそうな物件というのがあるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） 質問にお答えさせていただきます。

特定マンションという定義ということなのですが、法令に定められている表記となっていますので、詳細については、手元に資料がないので、お答えできません。

また、町内に特定マンションの対象はあるかどうかということなのですが、すみません、先ほどの質問、ちょっと回答させていただきます。今回の改正によるマンションに係る税額措置の創設ということで、対象となるマンションの要件が3つございます。築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること、また長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていることとなっております。具体的に細かい規定は定められております。町内に多数のマンションとかアパートとかいろいろあると思うのですが、通称でマンションとかアパートというような形になっていると思うのですが、税法については適切な法令に基づいて課税対応を行っておりますので、一つ一つ個別事案について具体的にこの場では回答を差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（小林正明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第2、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正については、地方税法附則第15条関係で、都市計画に係る課税標準の特例措置の規定として、地域決定型地方特例措置、いわゆるわがまち特例に関する一部規定の削除に伴い、条文中の項ずれが生じたことから、対応する箇所について所要の改正を行ったものであります。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第3号 千代田町都市計画税条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行令規則等の一部を改正する省令が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることとなりました。これに伴いまして、千代田町都市計画税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたので、改正するものでございます。

お手元に承認第3号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらの対照表により説明をさせていただきます。下線の箇所が修正部分で、右が現行、左が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページでございます。最初に、附則第2項の関係でございます。旧附則第15条第33項、新附則第15条第32項でございますが、企業主導型保育事業に供する都市計画に係る課税標準の特例措置を規定しております。地域決定型地方特例措置、わがまち特例となる課税標準の特例について、条例において割合を定めておりますが、法附則第15条第4項である都市計画税等の課税標準の特例、心身障害者多数雇用事業者の用に供する家屋に係る課税標準の特例に関する規定が削除されたことに伴

い、条文中の項ずれを反映させたものになります。

同様に、附則第3項、新法附則第15条第33項については、緑地保全・緑化推進法人設置及び管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を規定しており、また附則第4項、新法附則第15条43項では、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を規定しておりますが、先ほどと同様の規定削除に伴う条文中の項ずれをそれぞれ反映させたものになります。

最後に、附則第15項の改正につきましては、附則第15条第46項のバス事業者が取得したEVバスの充電施設等に係る課税標準の特例措置の新設と、先ほど来ご説明しております同条第4項、都市計画税等の課税標準の特例の削除による項ずれを改正したものでございます。

以上、4月1日から施行及び運用するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、承認をいただきたく、よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の改正により、地方税法施行令等の一部を改正する制令が公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容ですが、国民健康保険税の課税限度額について引上げを行い、後期高齢者支援金等課税額において、現行の「20万円」から「22万円」に改正いたしました。なお、基礎課税額、介護納付金課税額については、据置きとなります。

また、軽減判定所得の算定見直しを行い、5割軽減、2割軽減の対象範囲を拡充する改正となっております。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第4号 千代田町国民健康保険税条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法第703条の4及び同法第703条の5を基に、施行令第56条の88の2及び施行令第56条の89を改正する旨の内容が総務省市町村税課より通知され、国民健康保険税の改正部分については、令和5年4月1日に施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたので、改正するものであります。

お手元に承認第4号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらにより説明をさせていただきます。下線の箇所が修正部分で、右が現行、左が改正案となっています。よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。最初に、第2条納税義務者に対する課税額の改正でございます。国民健康保険において、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、納めた保険税の多少にかかわらず、医療機関で受診した場合に、誰もがひとしく給付を受ける権利があるとされております。このことから被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点において、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要があるため、課税の最高限度額を地方税法等の規定の範囲において、市町村の条例により規定してございます。

この賦課限度額を超える条例規定は当然違法となりますが、昨今の医療費等の増加の中、最高限度額を抑えることは、低・中所得者層に負担を強いる結果となることから、地方税法の規定趣旨を尊重いたしまして、最高限度額を法令に定める額のとおり規定することが望ましいとされています。

国民健康保険税の賦課限度額については、これまで被用者保険におけるバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げているところでございます。令和5年度においては、医療給付費等の増加が見込まれる中で、限度額合計額の超過世帯割合が1.5%台となる

ように、バランス等を考慮し、後期高齢者支援金負荷分を2万円引上げ、20万円から22万円に改正を行うものでございます。なお、課税基準額の医療給付費分は据置きの65万円、介護保険料分は据置きの17万円となります。

次に、第21条では国民健康保険税の軽減における改正となります。地方税法施行令第56条の89の改正に伴うものになります。第1項本文は、第2条の改正に伴い、賦課限度額の表記が変更になるものです。

国民健康保険税の課税方式は、県内統一的な運営方針において標準的な保険税算定方式について、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を除く3方式へ移行を目指す方向性が示されたことから、本町においては令和4年度より資産割を廃止した形で課税を行っております。均等割額とは被保険者1人当たりの課税額をいい、平等割とは1世帯当たりの課税額をいいます。軽減判定については、均等割額並びに平等割額を軽減する対象範囲を条例において規定しております。

今般、軽減判定所得の算定の見直しがあり、5割軽減の対象と2割軽減の対象範囲を拡充する改正がございました。1ページの最下段となります。第21条第1項第2号が5割軽減を規定しております。

1枚めくっていただいて、次の2ページの上段をお願いいたします。軽減判定所得の算定で、被保険者数と特定同一世帯所得者数の合計の人数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に引き上げるものでございます。また、中段の第21条第1項第3号では、2割軽減の対象となる世帯であり、被保険者数を特定同一世帯所得者数の合計の人数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げる改正となります。なお、特定同一世帯とは、これまで被保険者であった方が75歳到達等により後期高齢者医療に移行したことにより、同一世帯のほかの国民被保険者が1人だけになった世帯のことをいうとされております。

次の3ページをお願いいたします。順番が多少前後しますが、まず第22条の2、特定対象被保険者等に係る申告の改正については、雇用保険法施行規則の改正により、解雇等を理由とする非自発的失業者である特定対象被保険者等の申告時において、提示の求めがあった際、提示すべきとされております雇用保険受給資格者証に代わるものとして、マイナンバーカードを提示すれば雇用保険受給資格通知が交付されることとされたため、雇用保険受給資格通知が条文中に追加されました。

ページ戻りまして、2ページ下段をお願いいたします。第21条の2、特定対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正については、先ほどの第22条の2第2項から特例対象被保険者等という文言が削除されたことで、第21条の2の特例対象被保険者等に係る規定も第21条の2第1項に限定するものでございます。

続いて、3ページ下段をお願いいたします。附則第2項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正では、地方税法附則第35条の5の改正に伴うものになります。こちらは、地方税法附則第35条の5の規定と書きぶりを合わせるものであり、解釈の変更等はございません。

以下、4ページから8ページまで、それぞれの項について同様の改正が行われます。附則の条文と

書きぶりを合わせる内容のものとなっております。

最後に、改め文の下段をご覧ください。施行期日は、本年4月1日となります。第2項では、今般の改正に係る規定については、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までのものについては、なお従前の例とされております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第4、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、企業版ふるさと応援寄附金の収入額が確定したことから、令和4年度中に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度千代田町一般会計補正予算（第11号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加

し、予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,257万9,000円といたしました。

歳入では、寄附金において、ふるさと応援寄附金を320万円追加いたしました。

歳出では、民生費のこども園運営費に440万円を追加いたしました。これは、子育て環境充実のため、企業版ふるさと納税のご寄附をいただきましたことから、西こども園の保育室の床補修など、環境整備に活用させていただくものです。

また、予備費を120万円減額して、収支の均衡を図りました。

なお、令和4年度中の事業完了が見込めなかったことにより、令和5年度へ繰越しを行っております。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されました。

○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第5、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町民体育館の屋根の防水シートが強風で破損したことによる修繕を早急に実施する必要が

生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度千代田町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,594万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,094万円といたしました。

歳入では、公共施設建設基金繰入金と公有建物罹災共済金をそれぞれ工事費の2分の1となる1,297万円ずつ追加いたしました。

歳出については、町民体育館大屋根防水改修工事費として2,594万円追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第6、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額が内示された

ことから、支援事業を実施する体制を速やかに整えるため、また子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び都市計画道路延伸事業についても円滑に進めていくため、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度千代田町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,247万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,341万2,000円といたしました。

歳入については、総務費国庫補助金に感染症対応地方創生臨時交付金として5,401万8,000円を、民生費国庫補助金には子育て世帯生活支援特別給付金補助金545万4,000円をそれぞれ追加いたしました。

また、繰入金においては、財政調整基金繰入金を1,300万円追加いたしました。

歳出では、総務費、総務管理費の感染症対応地方創生事業費に、低所得世帯支援となる電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業及び消費下支え等を通じた生活者支援となるプレミアム付商品券事業に係る事業費を追加いたしました。

民生費、児童福祉費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る事業費を追加いたしました。これは、コロナ禍において、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給することにより、実情を踏まえた生活支援を行うもので、児童1人当たり一律5万円の給付となります。

土木費では、都市計画道路延伸事業の用地交渉に進展があったため、予算を組替え、速やかな対応を図るものであります。

教育費では、コロナ交付金事業として給食用材料費物価高騰対策事業を実施するため、財源補正を行いました。

また、事業費に対して歳入が75万2,000円不足することから、歳出の予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されました。

○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（小林正明君） 日程第7、報告第1号 令和4年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第1号 令和4年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、令和4年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、省エネ家電製品入替補助事業の総務費関係1件、児童館管理運営事業など民生費関係2件、出産・子育て応援事業の衛生費関係1件、小規模農村整備事業の農林水産業費関係1件、道路新設改良整備事業など土木費関係2件、西小学校施設整備事業など教育費関係5件、合わせて12件の事業で、総額6,361万2,000円を令和5年度に繰り越したものであります。

これらは、令和4年度千代田町一般会計補正予算（第9号）及び（第10号）、そして先ほどの専決処分事項の承認第5号でご審議いただいた令和4年度千代田町一般会計補正予算（第11号）において繰越明許費として設定したものでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただくものであります。

なお、一番下に記載のある総合体育館・温水プール施設管理事業については、翌年度への繰越し限度額を設定いたしました。令和4年度内に事業が完了いたしましたので、実質的な繰越し事業は11事業となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 以上で報告を終わります。

○報告第2号の上程、説明、報告

○議長（小林正明君） 日程第8、報告第2号 令和4年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第2号 令和4年度西邑楽土地開発公社決算についてご報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書については、去る5月30日の公社理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） それでは、報告第2号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元資料の中ほどに位置しますピンク色の色紙以降にございます決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

Ⅱ、事業報告書の1、事業の概況報告でございますが、土地造成事業といたしまして、第三工業団地造成費等として、群馬県企業局への分割譲渡代金の支出をいたしました。また、造成地売却事業といたしまして、東部住宅団地一般分譲地1区画及び第二工業団地1区画の売却に伴う収益がございました。

続きまして、決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。先ほどのピンク色の中敷き以降のA3の折り込みページになります。収支決算の状況でございます。金額の読み上げについて総額のみとさせていただきます。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の総決算額が7億8,565万187円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額でございますが、6億672万3,871円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入の総決算額が16億4,634万8,591円で、内訳は記載のとおりでございます。次に、支出の総決算額は17億8,194万8,686円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

3ページをご覧ください。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況を表すものでございます。1の事業収益から2の事業原価を差引きますと、1億8,204万5,605円の当期総利益が発生しました。こちらから3の販売費及び一般管理費を差引きますと、1億7,909万7,809円の事業利益となりました。また、事業利益に4の事業外収益を足し上げ、5の事業外費用を差引きますと、1億7,892万6,316円の当期純利益となりました。

4 ページをご覧くださいと思います。貸借対照表でございますが、公社の資産状況を表すものでございます。まず、資産の部でございますが、1 の流動資産の合計は37億3,177万8,629円で、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、1 の流動負債の合計は4億6,642万3,400円、2 の固定負債の合計は27億161万2,607円でございます。

次に、資本の部でございますが、1 の基本金として、千代田町からの拠出金であります基本財産300万円でございます。

次に、2 の準備金でございますが、記載のとおり、前期繰越準備金と当期純利益を合わせて5億6,074万2,622円でございます。

従いまして、資本合計は、1 の基本金と2 の準備金を合わせ5億6,374万2,622円となり、負債資本合計が37億3,177万8,629円で、資産合計と合致しております。

5 ページ以降につきましては、財産目録を添付してございます。また、令和5年度予算書も添付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして、以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 以上で報告を終わります。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第9、議案第23号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第23号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年5月8日付の国の人事院規則改正により、人事院規則で規定されている特殊勤務手当のうち、新型コロナウイルス感染症に関する防疫作業手当の特例が削除されたことに伴い、本町の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止するものであります。

本条例の施行期日については、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する千代田町職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第10、議案第24号 千代田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第24号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行となりました。

主な改正内容として、個人住民税では、森林環境税の導入に伴う改正となります。森林環境税の賦課徴収は、個人の町民税の均等割と併せて行う改正のほか、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を合算する旨の改正、特別徴収の方法で徴収する給与所得や年金所得に係る所得割と均等割額に森林環境税額を含む旨の改正となります。

軽自動車税では、昨年4月の道路交通法の一部改正を踏まえ、12月末に道路運送車両の保安基準の一部が改正されました。これにより、現行の原動機付自転車から区分して、新たに特定小型原動機付自転車が定義されたため、本条例においても、一定の要件を満たす電動キックボード等の該当項目を措置する改正を行うものであります。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、議案第24号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行令規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から準じ施行されることとなりました。これに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、改正するものであります。

お手元に議案第24号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらの表によりご説明させていただきます。下線の箇所が修正部分で、右が現行、左が改正案となっております。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の改正となります。こちらの条文は、森林環境税の導入に伴う改正でございます。森林環境税及び森林環境譲与税は、国民一人一人がひとしく負担を分かち合い、地球環境、地球温暖化防止、災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みづくりとして創設されました。令和6年度から始まる森林環境税は、市町村民税の均等割と県民税の均等割と併せて賦課徴収することとなりますが、未納の地方団体の徴収金に充当するという仕組みのままですと、国税である森林環境税の還付金も町民税と県民税に充当されることとなります。しかしながら、国税の還付金を地方税として収納したり、その逆に地方税の還付金を国税として収納することは、国と地方の財政秩序の観点などから問題があると言えますので、森林環境税に充当する場合には納税者が還付金となるべき過誤納金について、ほかの税に納付することを町に委託したとみなす規定が新設されたことによる改正となります。

続きまして、36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の改正でございます。こちらの申告書に記載すべき事項がその前年の申告内容と異動がない場合については、その記載すべき事項の記載に代えて異動はない旨の記載によることができるものとする改正となります。

ページ飛びまして、3ページをお願いいたします。第38条、個人の町民税の徴収の方法等へ変更する改正でございます。第34条の9と同様に、森林環境税の導入に伴う改正となりまして、森林環境税の賦課徴収は個人の市町村民税の均等割と併せて行うことと定める改正となります。

続きまして、41条、個人の町民税の納税通知の改正となります。森林環境税の導入に伴い、納税通知に記載すべき納税額に森林環境税額を合算する旨の改正となります。

続きまして、第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の改正となります。森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法で徴収する給与所得に係る所得割と均等割に森林環境税割を含む旨の改正となります。

ページ飛びまして、6 ページをお願いいたします。第47条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れの改正となります。こちらは、最初に説明をいたしました第34条の9と同様に、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の改正と同様に、充当を委託納付に改める改正となります。国税と地方税の関係上、充当の表現では問題を生じるおそれがあるためでございます。

続きまして、第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の改正でございます。森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法で徴収する年金所得に係る所得割額と均等割額に森林環境税割額を含む旨の改正となります。

7 ページ下段をお願いいたします。続きまして、第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れの改正でございます。森林環境税の導入に伴い、第47条の給与所得と同じで、特別徴収税額の減額に伴う過誤納金を未納の徴収金に充当する規定について、充当を委託納付に改める改正となります。

続きまして、8 ページをお願いいたします。下のほうになりますが、第82条、種別割の税率の改正となります。昨年4月の道路交通法の一部改正を踏まえ、12月末に道路輸送車両の保安基準の一部が改正されました。これにより、現行の原動機付自転車から区分して、新たに特定小型原動機付自転車が定義され、軽自動車税の種別割の税額については、引き続き2,000円とすることが決定されたところです。この特定小型原動機付自転車は、一定の要件を満たす電動キックボード等でございますが、3輪の車両についても流通しており、現行ですと第82条第1号のイ及び同号2の双方に該当する車両が存在します。そのため、3輪の特定小型原動機付自転車を第82条第1項の2から除外して、同号のイに該当するように措置されました。

続きまして、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正となります。第17項に新設で、法附則第15条の9の3において、大規模修繕工事等を行ったマンションに対する税額の軽減措置が創設されたことに伴う改正となります。

続きまして、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の改正でございます。こちらについては、自動車メーカー等の排ガス試験等において行われた不正により、軽自動車税の環境性能割に係る納付不足額が生じた場合、その不正を行った自動車メーカー等を軽自動車の取得者とみなし、当該納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に大幅に引き上げる改正となります。

続きまして、10ページをお願いいたします。附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の改正となります。先ほどの説明と重複しますが、自動車メーカー等の不正により軽自動車税の種別割に係る納付不足額が生じた場合、その不正を行った自動車メーカー等から当該納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる改正となります。

最後に、附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の改正となります。附則第26条は、令和5年1月1日施行で、条そのものが削除されたことによる改正となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8 番、森議員。

〔8 番（森 雅哉君）登壇〕

○8 番（森 雅哉君） 細かいところで全般的なあれではないのですが、今回、「によって」が「より」になったりとか、この辺が結構多いのですが、これは千代田町で考えたのか、あるいは国から来ているのか。私違いがちょっと分からないので、特に国から来ているとかというのであればいいのですが、違いがもし分かればで。ちょっと今気がついたので、先ほどの承認第2号の資料の3ページの下の方は、「納付書によって納付しなければならない」は、ここは「により」に直ってなくて、この辺違いが、今までもこれで特に問題はなかったと思うのですが、今回ここを全部直した理由とか、もしあればお聞かせいただきたいなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） 森議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらについては冒頭でもちょっとご説明させていただいたのですが、地方税法等の一部を改正する法律や地方税法施行令等の一部を改正する法令等という形で、国の各種法律等が改正されて、それが県を通じて市町村に改正条文のひな形というか例が示されるのですが、県のほうの説明に基づいて千代田町の税条例の内容を確認し、こういった法規の表現についても特殊な例規の表現がありまして、そういった例規の表現に統一した形での改正を行っているものでございまして、詳細なところでちょっと理解が得られないような分かりづらいところもあるかと思うのですが、何とぞよくご理解いただければと思います。お願いします。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（小林正明君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第11、議案第25号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第25号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,735万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億4,076万6,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金及び補助金のほか、県支出金、寄附金などを追加いたします。

歳出では、特別職給料及び議員報酬の改定による差額分の追加や職員の人事異動等に伴う人件費の整理を行います。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種の令和5年秋開始分を実施するため、予算を追加いたします。

なお、財源については、国庫支出金が全額交付されます。

また、商工費の観光振興事業では、アフターコロナ事業として、本町の観光振興を目的とした体験バスツアー企画に対し、観光誘客支援助成金を追加いたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） それでは、議案第25号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として1,667万7,000円を追加し、その下2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金では、ワクチン接種体制確保事業費897万3,000円を追加いたします。これは先ほど町長から説明がありましたとおり、新型コロナウイルスワクチン接種の令和5年秋開始分を実施いたしますが、その財源として費用の全額を受け入れるものです。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金では、地域振興調整費補助金15万円を追加いたします。これは、昨年度に引き続きまして、邑楽館林婚活パーティーを実施いたしますが、対象経費の2分の1を県から受け入れるものでございます。

4目農林水産業費県補助金では、経営所得安定対策等推進事業費補助金の追加交付が見込まれるため、10万4,000円を増額いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。17款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金では、企業版ふるさと応援寄附金の受入れがありましたので、10万円を追加いたします。

その下、20款諸収入、5項3目雑入では、参加者負担金135万円を追加いたしますが、これは婚活イベントの参加者負担金45万円と岡島豪郎選手応援バスツアーの参加者負担金90万円となります。

12、13ページをお願いいたします。次に、歳出につきましてご説明いたします。歳出の補正のうち、各款におきまして職員人件費の補正を行っておりますが、人事異動に伴う精査等を行ったことから全体的な補正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、歳出の主なものにつきまして、右側説明欄を基にご説明いたします。初めに、1款議会費、1項1目議会費の2つ目の丸、議会運営事業では、議員報酬改定に伴う差額分、462万8,000円を追加いたします。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費のうち、2つ目の黒ボツ、特別職人件費において、平成16年の減額改定以来据え置かれていた町長及び副町長の給料等を類似団体並みの水準になるよう減額前の金額に戻すこととなりましたので、762万6,000円を追加いたします。

14、15ページをお願いいたします。一番下の11目まち・ひと・しごと創生事業費、こちらの説明欄1つ目の丸、結婚・子育て支援事業では、昨年度実施しました婚活イベントが大変好評であったため、今年度も実施することで関係市町と調整がつきましたので、80万円を追加いたします。

2つ目の丸、人の交流促進事業では、念願の利根川新橋が建設に向けて前進しましたので、この機に早期建設を目指しまして、のぼり旗などのPR物品を購入いたしたく、100万円を追加するものでございます。

飛びまして、18、19ページをお願いいたします。下の段、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童

福祉総務費の説明欄 2 つ目の丸、一般経費では、図書購入費10万円を追加いたします。これは、企業版ふるさと応援寄附金を子育て環境充実のためにとご寄附いただいておりますので、東西の学童クラブ、児童館及び児童センターに図書を購入させていただくものであります。

ページが飛びまして、22、23ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、説明欄 2 つ目の丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、2,565万円を追加いたします。これは、主に全町民を対象とした令和5年秋開始の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用となりまして、報償費及び委託料等となっております。

おめくりいただきまして、24、25ページへお進みください。2項清掃費、3目コミュニティプラント施設費では、沈殿槽汚泥かき寄せ機のうち、1号機が故障し、2号機のみで稼働している状態であるため、修繕工事を行うため、262万8,000円を追加いたします。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、経営所得安定対策等指導推進事業に64万3,000円を追加いたします。これは、町農業再生協議会において、交付金を活用したドローンによる水田の現地確認事業を行うためのものです。

おめくりいただきまして、26、27ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、説明欄 2 つ目の丸、観光振興事業に100万円を追加いたします。これは、コロナ禍の緩和もあり、本町での観光振興を目的とした体験バスツアー企画に対し助成を行うためのものです。

飛びまして、30、31ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の職員人件費のうち、2つ目の黒ボツ、教育長人件費では、先ほどの町長及び副町長と同様の理由から、127万4,000円を追加いたします。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。5項保健体育費、1目体育総務費の2つ目の丸、一般経費に90万円を追加いたします。これは、本町出身のプロ野球選手第1号である岡島豪郎選手を応援するため、日帰り応援バスツアーを実施いたしたく、入場料やバス借上料などの経費を計上するものでございます。なお、全額自己負担にて実施いたします。

おめくりいただきまして、36、37ページへお進みください。最後に、14款予備費、1項予備費を122万3,000円減額しまして、収支の均衡を図るものでございます。なお、次ページ以降は、給与費明細書を添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 2点ほど質問というかあるのですが、1つは婚活パーティーなのですが、ちょっと行政的なジレンマがあるかもしれませんが、結婚した人の出生率というのは、結構ちゃ

んと子供を産んでいるのですよね。出生率を上げるには結婚までいかせるというところが大事なのですけれども、そこを行政としてやっていくべきか否かというところはすごくジレンマがあるところなのですよね。そうはいっても昨今の出生率を上げるということを考えると、やはり結びつけるということに大人が手を貸すというのもある意味やむを得ないのかなというところはありまして、そこは今後結婚へ向けてそういうことができるようにいろんな事業を進めてやっていただきたいというのが1つと、あと利根川新橋の旗の件なのですが、知事がやると言っただけで、まだ事業の着工もしていないわけで、着工するまでは何とか見届けなくてはというところはあると思います。私見なのですが、やはり最低でも10年。上武大橋なんかを聞きますと、やると決めて20年かかったそうなのですよね。知事がやると言っただけではなくて、ちゃんと工事が始まるまで見届けたいなというのがあるのですが、のぼり旗に関してどのようなのぼり旗を考えているのか。例えば今まででしたら四面望橋の看板とかありましたけれども、今後PRという段階よりも早く工事を進めてくれというような第2段階に入ったかと思うのですが、その辺どのような旗を考えているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

まず、婚活イベントでございますが、やはり議員のお話にありましたように、結婚を望むものの出会いのない方々へ、ここを後押ししたいという趣旨から始めたイベントでございます。昨年度、50対50で募集したところ、大きな反響を呼びまして、最終的に77対77のイベントとなりました。単発で行う予定でありましたが、その後も大変よかったという声が届きまして、それで今年に入りまして実施した1市5町でお話をしまして、では今年もやろうというお話になりました。ですので、出生率に結びつくというところもちろん大事にしたいのですけれども、町は結婚したいのだけれども、なかなか出会いがない、きっかけがないというところにもしっかり支援をしていきたい、そういった考えであります。

2点目の利根川新橋のPR促進のためののぼり旗ですけれども、これまでは目指すような状況だったのですけれども、今は早期着工、早期実現、早期完成、10年、20年と言わずに本当に数年、なるべく早いうちに私たち望んでおりますので、そういったのぼり旗、もしくは横断幕とか懸垂幕とか、そういったことももちろん考えの一つにありまして、そういったPRグッズにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、婚活の関係なのですけれども、これについては昨年初めて企画したの

です。1市5町で企画を行いました。その中で、我々もLGBTの関係もいち早く、今群馬県内でも多分10町村はまだ手挙げていないと思うのですけれども、多様性を持った今若者も多いですからその辺も含めた中で、今須永課長のほうからお話があったように、まずは出会いの場を提供していこうと。昨年23組だったと思うのですけれども、そのような形でこれを何度か繰り返していきながら、結婚はお互いのマッチングして、出会いを提供する。今の段階では行政のほうは出会いを提供していこうと、こういう状況でつくっていこうかなと、こう考えています。何年かしたときに、そのカップルが結婚に至ればそれは喜ばしいお話だと思うのです。何年かこのような形で出会いの場を提供していこうとということで行っていきたいと、こう考えています。

利根川新橋については、5月1日、皆さんにも何度かお話ししたのですけれども、これで知事のほうもやりますということで、昨日もお話ししたように、埼玉県の大野知事のところにもこれから行って、いろいろそのようなお話もしてこようと、こう考えています。

122号の、ご存じのように、昭和橋、これについては6年かかったのです。着工してから6年です。あそこは橋を2つ造ったわけです。着工して6年、旧の橋を解体しても6年かかったわけです。ですので、先ほど大谷議員が述べたように、上武大橋が8年かかったというお話もありますけれども、1年でも早くこれを造っていききたいと、こう考えております。ですので、これを早く着工して、今まで早期実現だったのを早期着工という形でこれから行っていききたいと。実は今日、宇留賀県副知事のほうも夕方来て、私と2人でちょっとお話をしたいということもございますので、何の話かは分かりません。ですけれども、そのような話も詰めていききたいと。もちろん新橋の話も含めた中でそういう話も出していききたいと、こう考えています。我々が望むのは、決まったから1年でも早くやっていきたい。それには議員さんも昨年お骨折りいただいて、国会に行っているいろんな部分で陳情もしているわけですから、ぜひ皆さんも1年も早く着工していただくように協力していただければありがたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 確かに町長が今おっしゃったように、昭和橋もかかった。だから、今日から始めても5年、6年造るだけでかかるのですよね。なので、場所を選定していただいて、土地を買収していただいて、日の目を高齢者の方が見られるように急いでいただきたいというのが私の意見でございます。

あと、婚活パーティーなのですけれども、私も結婚しているので出られないのですけれども、民間でやるというよりは、行政でやるというのは相当安心感があると思うのですよね。逆に行政でやるから面が割れていて恥ずかしいかなという考えもあるかもしれないのですけれども、独身の方は、行政でやるということで安心感がありますので、積極的に参加していただいて、行く行くは結婚していただいて、出生率を上げてもらうようなことになれば町としてもうれしいことなので、これに限らずそ

ういう機会があれば予算をつけていただいて、いろいろお骨折りしていただきたいなと思います。
以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 令和5年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第12、議案第26号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第26号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,061万6,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、職員人件費の見直しに伴う国庫・県費補助金及び町繰入金を減額するものであります。

また、歳出については、総務費及び地域支援事業費について、それぞれ職員人件費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 令和5年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第13、議案第27号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第27号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604万3,000円を追加し、予算の総額を3億1,791万1,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳出において、人事異動による職員の増員に伴い、第1款総務費に、職員人件費604万3,000円を追加いたします。

歳入では、人件費増額分を一般会計から繰り入れるため、第5款繰入金に、同額の604万3,000円を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 令和5年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第14、同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月13日をもって任期満了となります岩橋逸男氏を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

岩橋氏におかれましては、平成20年4月から本審査会の委員として、また令和元年6月からは会長としてご活躍いただいております、これまでの豊富な委員実績と優れた識見を有していることから、引き続き委員に委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第15、同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年6月13日をもって任期満了となります入谷忠氏を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

入谷氏におかれましては、令和元年6月から本審査会の委員としてご活躍いただいております。これまでの委員実績に加え、民間企業において培われた優れた識見を有していることから、引き続き委員に委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第16、同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の委員であります江原稔之氏より、令和5年6月13日の任期満了をもって退任の申出がございましたので、同氏の後任として、萱野在住の羽中田陽子氏を委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

羽中田氏におかれましては、現在、労務経営管理事務所に勤務され、労務管理のほか、行政手続やコンサルティング業務に従事されております。社会保険や労働関連の専門家として培われた優れた識見を有し、人格も高潔であるため、今回ご提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第4号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第5号～同意第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） お諮りいたします。

この際、日程第17、同意第5号から日程第25、同意第13号までを一括議題とし、質疑、討論も一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、同意第5号から日程第25、同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、以上9件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） ただいま一括上程されました同意第5号から同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会の委員の任期が令和5年7月19日で満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

初めに、同意第5号、赤岩在住の植木富美子氏におかれましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項で、委員の任命には農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと定められていることから、農業者以外の者で中立な立場で、公正な判断をすることができる者として、第2行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第6号、上五箇在住の栗原寛氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、また認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有していることから、

第5行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第7号、下中森在住の荻野道子氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、また女性農業者として、農業及び酪農業に従事し、豊富な経験と知識を有していることから、第7行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第8号、木崎在住の金子一紀氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、農事組合法人木崎の構成員であるとともに、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有していることから、第9行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第9号、鍋谷在住の蛭間泰四郎氏におかれましては、現在、農業委員会の会長としてご活躍されております。また、認定農業者であり、農業に関する識見も高く、豊富な経験と知識を有していることから、第10行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第10号、赤岩在住の椎名勝弘氏におかれましては、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有していることから、第11行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第11号、福島在住の新島文幸氏におかれましては、長年農業に携わり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有していることから、第12行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

次に、同意第12号、舞木在住の小林祐治氏におかれましては、現在、農業委員としてご活躍されており、長年邑楽館林農業協同組合に勤務され、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有していることから、第14行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

最後に、同意第13号、舞木在住の下山克則氏におかれましては、長年農業に携わり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有していることから、第16行政区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。

以上、9名について提案するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより9議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

同意第5号から同意第13号までを1議案ごとに採決いたします。

初めに、同意第5号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案ど

おり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第10号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第11号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第12号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第12号は原案どおり同意することに決定しました。

次に、同意第13号 千代田町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第13号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（小林正明君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから9日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、9日まで休会といたします。

なお、明日7日水曜日は午前9時より文教民生常任委員会、午後1時30分より総務産業常任委員会を、それぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時30分）

令和 5 年第 2 回千代田町議会定例会

議事日程（第 3 号）

令和 5 年 6 月 9 日（金）午前 9 時開議

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12 名）

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	巻	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	10 番	高	橋	祐	二	君
11 番	柿	沼	英	己	君	12 番	小	林	正	明	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	石 橋 俊 昭 君
教 育 長	田 島 育 子 君
総 務 課 長	宗 川 正 樹 君
企画財政課長	須 永 洋 子 君
会計管理者 兼税務会計課長	茂 木 久 史 君
住民福祉課長	高 田 充 之 君
健康子ども課長	久 保 田 新 一 君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局 長	下 山 智 徳 君
建設環境課長	坂 部 三 男 君

都市整備課長

荻野俊行君

教育委員会
教務局長

森田晃央君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

栗原弘明

書 記

池上大貴

書 記

大川智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（小林正明君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。令和5年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月5日から本日までの5日間にわたり、専決処分事項の承認や補正予算、人事などの重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。また、会期中にいただきましたご意見や指摘などにつきましては、今後の行政運営に当たり十分心して努めてまいりたいと思います。

さて、今定例会の一般質問において、利根川新橋の架橋に向けた山本知事の英断に至るまでの経緯についてご報告をさせていただきました。ご存じのとおり、利根川新橋建設促進期成同盟会が平成9年2月に埼玉、栃木、群馬の3県の関係市町村において設立されてから26年以上の歳月が経過しております。これまで関係市町の歴代首長や3県の議会議員、地元選出の国会議員、そして利根川新橋市民の会をはじめとする多くの皆様の情熱と行動が今回の結果に結びついたと思っております。この場をお借りいたしまして、改めて感謝と御礼を申し上げます。

なお、7月14日に埼玉県庁において、利根川新橋建設促進期成同盟会として、群馬県の現状報告などを含めた埼玉県要望を実施することが決定しております。次の段階であります利根川新橋の早期着工を目標に新たなスタートとなりますので、気を引き締めて利根川新橋の架橋に向けた活動を粛々と推し進めてまいりたいと思います。

なお、6月25日に10時より、コスメ・ニスト町民プラザにて市民の会の建設促進大会も予定しておりますので、この日は山本知事をはじめ多くの来賓も予定されておりますので、議員の皆様も知人等をお誘いの上、参加いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。議員各位には、引き続き、一日も早い着工、架橋に向けた活動をお願いいたします。

また、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症については、5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に移行され、これからは政府主導による感染症対策ではなく、個人や事業者の判断に委ねられることとなります。町や地域においても行事やイベントが再開し、新型コロナ前の状況を踏まえつつ、現状に合わせて開催することが重要となってまいります。

千代田の祭川せがきについては、今月中に代表者会議、全体会議を経て内容が決定するわけですが、読経、灯籠流しのほか、花火の打ち上げなど、新型コロナ前のようににぎわいのある祭りを開催し、伝統をつないでまいりたいと考えております。川せがきの実施においては、様々な課題もありますので、関係者の皆様や議員各位のお力添えをいただきながら、オール千代田で盛り上げてまいりたいと思います。今後も官民が連携しながら、魅力と活気のある町を目指し、千代田町をより一層発展させたいと存じますので、皆さんのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

現在、出水期に入り、台風やゲリラ豪雨、線状降水帯による集中豪雨などが発生しやすい季節を迎えております。先週、台風2号が本州付近を通過したところでありますが、台風3号が発生しており、今後の台風の状況に注意が必要でもあります。

なお、休泊川においても、新聞紙上でご存じのように、流域の浸水対策の強化として、特定都市河川の手続を進めてまいります。台風19号の被害を受け、1市2町で年内中には完成を目指してまいりたいと考えております。

水害だけではなく、地震においても注意が必要であり、地震はいつ発生するか分からない状況にもあります。現在、危機管理室を中心に、災害対策の強化に取り組んでいるところでありますが、今年は2年に1度の防災訓練を9月3日に予定しております。日頃からの備えと有事の際には、まずは自分の命を守る行動をお願いするとともに、我々の使命である町民の命と財産を守ることを再度肝に銘じて行動していきたいと思います。

先日、宇留賀群馬県副知事と意見交換を行う機会がありました。その中で、東毛地域の商工業や経済の状況、国道17号と国道293号の現状を踏まえた利根川新橋の報告、そして本町職員を群馬県へ派遣しているお礼など、その他にも世間話も含めてとても有意義な時間を過ごしました。宇留賀副知事は、年齢的にも40代前半で礼儀正しく、バイタリティーあふれる方であり、私もパワーをいただくこ

とができました。また、新たなパイプを築くことができ、今回の出会いに感謝するとともに、引き続き町民目線のまちづくりに邁進してまいりたいと思います。

結びになりますが、議員各位には引き続き感染症対策をお願いするとともに、町政運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（小林正明君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日から本日まで5日間にわたり、令和5年第2回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼申し上げます。

今定例会においては、4名の議員による一般質問と町長提案の承認、報告、補正予算及び人事案件など、十分な議論を行いながら、円滑な議会運営が図られました。今回、人事案件においては、3名の千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員が同意されるとともに、9名の農業委員会の委員が同意されました。特に農業委員会においては、今後の農業振興において、農地の在り方や担い手不足の問題など様々な問題が蓄積されていると思いますが、千代田町の農業発展のため、ご尽力いただきたいと思っております。

さて、先ほど高橋町長からも十分な説明ございましたが、利根川新橋においては、先般、知事より整備を行っていくとの心強いお言葉をいただき、今後の進捗により一層弾みがつくものと大いに期待をしております。町長、そして執行部の皆さんにおかれましては、今までの切れ目のない要望活動に対し、厚く御礼申し上げます。

そして、ごみ対策に関しましても、ちよだecoパーク西が新たに整備され、より一層のリサイクル率の向上が図られ、ごみの減量化が進むことを願うものであります。

町当局におかれましては、会期中議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に十分反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びになりますが、今定例会の運営に当たりご協力いただきました町当局に対しまして、心から感謝申し上げます。梅雨の時期に入り、明けますと暑い日が続きますが、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、令和5年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時10分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和5年 月 日

千代田町議会議長 小林 正 明

①署名議員 橋 本 博 之

②署名議員 原 口 剛